

特定非営利活動法人 SAA 日本システム監査人協会報

第3期日本システム監査人協会総会特集

平成16年2月23日(月)、日本ユニシス(株)29F大会議室において、第3期通常総会が、100名余の会員の参加を得て開催されました。総会に先立って行われた記念講演他の行事を含め、その盛会の様子を報告します。

橘和副会長挨拶

総会の冒頭に、橘和副会長より、前年度の公認システム監査人の認定状況とこの制度が社会に定着してきつつあること、および今年度は年2回の募集を行うことなど、これまでの協会の歩みと今後の発展を期してご挨拶がありました。



記念講演

記念講演は、次の両氏からシステム監査にまつわる有益なご講演を頂きました。

協会顧問弁護士 藤谷 護人氏
協会理事 本田 実氏
(講演要旨は、後記)

第3期通常総会

通常総会は、出席者105人、委任状400人で成立し、鈴木信夫理事を議長に選任して行われました。

最初に、当会中部支部会員の衆議院議員棚橋泰文氏からの祝電が披露されました。

総会議事は、平成15年度事業報告、平成16年度事業計画、同年度予算について橘和副会長と各担当理事からの説明があり、参加会員からの建設的で熱心な質疑応答の後、議案のとおり可決されました。なお、総会招集通知の議題表示の詳細化の要望については、次回に向けて善処する旨の報告がなされました。

事業計画の中で特に注目されることとして、法人部会より推薦制度の発足ならびに自治体のセキュリティ監査を目指した事業機会を探る意味で「情報セキュリティを取り巻く動向」と題した資料の説明がありました。さらに、中部支部より中国科学技術院とのシステム監査技術の交流について説明がありました。

また、今期は理事改選の時期であり、7名の方が新たに就任されることになりました。

(総会議案の全文を本号に掲載してあります)

懇親会は、出席者約60人で、乾杯のご挨拶を近畿支部会員である松田貴典氏にお願いして賑やかに開催されました。

途中、各支部長及び新任・退任の理事からご挨拶がありました。久しぶりに顔を合わす会員同士の会話がはずみ盛況に終始しました。



目次

第3期日本システム監査人協会特集	1	平成16年度収益事業会計収支予算	33
第3期総会資料	6	理事就任挨拶	35
第2部会計報告及び会計監査報告	23	第102回月例研究会報告	39
平成16年度事業計画(案)	25	支部だより	42
第2回SAAJ公認システム監査人 継続教育用セミナー概要	30	図書推薦(JRMS解説書)	44
平成16年度予算(案)	32	新規入会者一覧	48

記念講演 I

講師：情報セキュリティ監査企業台帳登録法人
弁護士法人 エルティ総合法律事務所
所長 藤谷護人氏
(弁護士/システム監査技術者)



演題：「e-Japan 時代の情報セキュリティと
個人情報保護」

(No.356 桜井由美子)

はじめに

「情報セキュリティは、組織の存亡に関わる重要な問題である！」というショッキングなフレーズで講演が始まりました。藤谷氏は、わが国の弁護士の中で唯一のシステム監査技術者であり、自治体職員時代の住民情報システムの設計・製造・開発経験と多くのシステム訴訟、システム監査等の経験を踏まえて、実践に裏打ちされた「システム技術（含むセキュリティ技術）と法律技術との結合」に取り組んでおられます。今回は、個人情報保護法制のポイントや抵触した場合のリスクについて、実例を交えた迫力のあるお話を聞くことができました。以下に講演要旨を報告いたします。

1. 個人情報保護法制のポイント

平成 15 年 5 月 30 日に公布された個人情報保護法のポイントは次の 6 点である。

(1) 5 つの法律で構成されているが、柱は次の 2 法である。

① 個人情報保護法（個人法）

第 1 章～ 3 章：基本法制

第 4 章：民間の個人情報取扱事業者（*1）の義務

第 5 章：適用除外等

第 6 章：民間の個人情報取扱事業者の罰則

（*1）5000 件以上のデータを取り扱う者で、営利かどうかは問わない。

② 行政機関個人情報保護法（機関法）

- (2) 「個人情報」とは、「生存する特定個人を識別できる情報」である。
- (3) 個人法の基本法制部分は公布と同日に施行されたが、同法第 4 章～第 6 章と機関法は、平成 16 年 4 月 1 日施行予定である。
- (4) 法の原理は、個人情報の利用者と本人（オーナー）との調整である。
- (5) 調整をとる関係には次の 2 つがある。
ア) 私人対私人（個人法第 4 章～第 6 章）
イ) 国家行政権力対国民、地方自治体対住民（機関法）
- (6) ア) 関係でも、イ) 関係でも、刑罰規定を新設加重。

今までは「民事損害賠償リスク」だけだったが、施行後は「刑事罰リスク」が加わることになる。特に、行政機関の罰則は、従来「1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金」だったが、施行後は最高「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」と重くなり、これは国や地方自治体だけでなく、そこから委託を受ける業者にも適用される。民間は「6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」。

2. 個人情報保護法（個人法）におけるセキュリティ規定

個人情報取扱事業者の義務として、第 20 条で、安全管理のために必要な措置を講じなくてはならないとあり、第 21 条では、従業員に対し、第 22 条では委託先に対し必要な監督を行わなければならないとある。第 20 条では経営者の不作為責任が明確化されているが、責任を問われた例として、H12 年の大和銀行の株主代表訴訟事件での大阪地裁の判決（現・元取締役総額 830 億円の賠償命令）がある。第 21、22 条をみると、これからは、委託する場合は、委託者に任せっぱなしではなく、定期的監査や研修等を行って監督する等の監督義務が明確化されたことになり、義務違反をすると、行政指導のみならず刑罰が待っている。個人情報取扱事業者は、就業規則や契約書を見直す必要がある。

3. 損害賠償額の算定基準

損害賠償額は、2 つの基準と 1 つの基準値（裁判所が認定した額）でおおよそ算定可能である。2 つの基準とは、①「漏洩内容の機密度・プライバシー度の高さ（低・中・高）」と、②「漏洩ダメージの程度（小・中・大）」であり、1 つの基準値としては H11 年の宇治市の住民票データ流出での損害賠償額（一人 1 万 5 千円（慰謝料 1 万円、弁護士費用 5 千円））がある。宇治市の場合は①が「低」、②が「小」であった。H10 年にテンプスタッフから登録者 9 万人の個人データ（美人度ランキングを含む）が流出したが、こちらは①が「中」、②が「高」に当たると思われるが、一人 10 万円は取れるのではないか。

4. 個人情報漏洩リスクの重大性

今日では、テレビやインターネットで集団訴訟の原告を募ることが可能なので、一人10万円で9万人が原告となると、企業は90億円の損害賠償を求められることになり、まさに組織存亡の危機となる。そうならないために、企業としては原告となる被害者の数を減らす必要がある。ローソンが全会員56万人に謝罪文と500円の商品券を送ったのがこれに当たる。ローソン事件では、まだ訴訟は起こっていないので、訴訟前にすでに切手代等の経費を含めて約5億円の支出をしたことになるが、損害賠償額を抑えることと社会的信用の回復を狙ったものである。

5. セキュリティ侵害の原因

情報セキュリティの脆弱性としては次の3つが考えられる。

- ① コンピュータ技術の光と影：コンピュータ（デジタル情報）技術はメリットとデメリットが表裏一体なので、デメリットの対策なしにメリットだけを使えない。（例）高速処理可能というメリットは、短時間に盗取や改ざんが可能というデメリットになる。
- ② ネットワーク技術の根源的不完全性：ネットワークとは、セキュリティホールとパッチの「いたちごっこ」が永遠に続く不完全なものである。
- ③ 不可視性：脆弱性の発見も対策も視覚に7割～9割程度依存しているが、デジタル情報は目に見えない。

米国での98年度の年間ネット被害件数の調査で、外部関係者より内部関係者の引き起こす事件が多いという結果が出ている。セキュリティを確保する上では、ファイアーウォールの中のセキュリティが重要である。

6. アウトソーシングの脆弱性

最近、アウトソーシングによる個人情報漏洩事件が頻発しているが、その理由としては、まず①アウトソーシングによる内部統制の喪失、②アウトソーシング先の内部統制の不十分、③再委託の3つが考えられる。委託先の会社の社員には内部統制のコントロールが及ばないことや、現状で契約書が存在するのは元請けと一次下請け程度であり、それ以下になると無い場合が多い等、セキュリティ面での不安は多い。また、セキュリティの取り扱いにはコストがかかるが、下にいくほど規模も小さくなりセキュリティ面が弱くなるという実情もある。

また、行政事務のアウトソーシングに関していうと、公務員が持っている特別な義務である「特別権力関係」を、アウトソーシングする民間にどう代替させるかという問題がある。「みなし公務員」という扱いもあるが、特別権力の一

部（守秘義務）しかカバーされていないので要検討である。

さらに、電子自治体の共同アウトソーシングについては、「共同」による統制主体力の低下が脆弱性になると考えられる。

7. アウトソーシング・セキュリティリスクマネジメント

ポイントとしては次の4点が考えられる。

- ① 発注元、元請け、下請けのリスク値が同じになるように策を施す。
- ② アウトソーシング先が十分なISMSを有していること。
- ③ 喪失した統制力の補填として、報告義務、監査権、改善要求権、完全損害賠償義務を求める等の関与制度を確立する。
- ④ 再委託先にも①～③を要求する。

機関法53条では、行政機関の職員は、受託作業に従事していた者が漏洩した責任も問われるように明確に規定されているので、国や自治体業務では、リスクの高い再委託（現在でも届け出があればOKだが原則は禁止）を拒絶する可能性も高まると思う。

8. 住基ネットワーク運用管理「組織」の構造的脆弱性

住基ネットは①総務省を頂点として、②指定情報処理機関（財団法人 地方情報センター）、③都道府県、④市区町村のヒエラルキー構造になっている。この構造は通常はトップダウンのコントロールが働かずだが、②は下の③④の単なる受託組織に過ぎず、また、①②③④とも独立した団体である。このような「独立した多数団体の緩やかな連携組織」を統制できるのか疑問である。

おわりに

講演の冒頭で「個人情報保護法は行政指導や刑罰も規定されているのに、まだ危機意識が足りない。」という指摘もありましたが、氏はこの講演の中で、様々な警鐘をならしてくれました。以前に、「法律は”知らなかった”を許してくれない」という言葉を聞いたことがありますが、故意は論外として、無知や不注意ゆえに加害者にならないためにも、「法律の教え」をしっかり理解する必要性を感じました。

講演では、いろいろな図表（コントロールとリスクの均衡を表す上皿天秤の図等）を使ってご説明下さいましたが、紙面の都合で割愛させていただきました。これらの図表は、演題と同名の著書（IMS出版）に掲載されているとのことでした。

（文責：桜井）

記念講演 2

「新しいシステム監査基準、管理基準について」
三井情報開発(株)総合研究所
主席コンサルタント 本田 実氏



No.681 大窪 徹

冒頭、本来であれば本日現在、システム監査基準の改訂内容に関するパブリックコメントを求めている予定であったが、約1ヶ月程度作業が遅れている状況にあるため、本日説明する内容は、システム監査基準検討委員会の正式なコメントとはならないことについて、容赦願いたい旨のことわりがされた上で、概略以下の説明がされた。

システム監査基準改訂の経緯

1985年に通産省が「システム監査基準」を作成して以降、96年に、オンラインシステムやネットワークシステムの伸展、「共通フレーム」等を考慮して現在の基準に改訂され、2003年3月には、日本情報処理開発協会により、「システム監査普及と基準のあり方に関する報告書」が作成され、提言が行われた。またこの間、システム監査人協会としても、システム監査のあり方やシステム監査人制度あるいはシステム監査技術者試験制度等に関する提言を行ってきたところである。

2003年4月には「情報セキュリティ監査制度」の運用が開始され、システム監査基準に関して、同制度との棲み分けが大きな課題となると同時に、ITガバナンスやインターネット等を考慮した改訂が必要と認識され、経済産業省は、当初2004年4月に基準の改訂を予定したが、今のところ4月改訂は難しい状況にある。

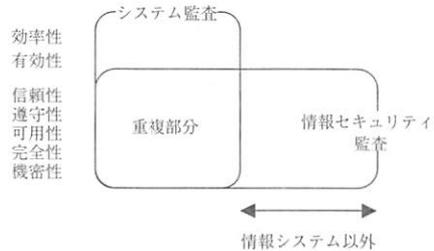
具体的には、2003年7月に「システム監査基準検討委員会」が設置され、これまで5回の委員会が開催されてきた。9月には「システム監査基準WG」と「システム管理基準WG」が発足され、概ね、セキュリティ監査基準にあわせる方向で検討がすすめられている。

システム監査基準とシステム管理基準

現行のシステム監査基準は、概略以下の内容で改訂が予定されている。

基本方針

- ① 新しい技術革新への対応、ITガバナンスやリスクマネジメントへの対応を考慮する。
- ② 情報セキュリティ監査基準との整合性を考慮し、システム監査基準とシステム管理基準に分割するが、ワンセットとして活用する基準として位置付ける。
- ③ 情報セキュリティ監査とシステム監査は重なる部分もあるが別ものと位置付ける(下図参照)。



システム監査: 情報システムのみを対象とし、効率性、有効性の監査を含む

情報セキュリティ監査: 情報システム以外の紙ベースのもの等も対象とするが、効率性、有効性の観点には含まない

システム監査基準案の内容

システム監査基準案は、システム監査人の行為規範を定めており、その構成は従来と同様、一般基準、実施基準、報告基準となっているが、構成及び内容は基本的に情報セキュリティ監査基準と同様で、実施基準では監査人の行為規範に関連した基準が記述され、「監査項目」は記述されていない。監査の手順などは、現行システム監査基準の継承を考慮し、「監査計画」に基づき、予備調査、本調査、及び評価・結論の手順により実施しなければならない」とされている。

システム監査基準案では、システム監査について、次の通り説明している。

- ① システム監査は、組織体の情報システムのリスクに対するコントロールが、適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段となる。
- ② システム監査の目的は、ITガバナンスを通じて、情報システムが組織体の目的達成に役立つ情報及び業務処理を提供することに貢献することである。そのために、リスクアセスメントに基づくコントロールの整備、運用状況を、システム監査人が独立かつ専門的な立場から検証または評価することによって、保証を与え、あるいは助言を行うことである。こ

の点は、セキュリティ監査基準とほぼ同様といえる。

- ③ システム監査は、情報システム及びそのライフサイクルプロセスを対象とする。また、システム監査基準については、次の通り説明している。
- ① システム監査基準は、システム監査業務の品質を確保し、有効かつ効率的に監査を実施することを目的とした監査人の行為規範である。
- ② システム監査基準は、組織体の内部監査部門等が実施するシステム監査だけでなく、組織体の外部者に監査を依頼するシステム監査においても利用できる。
- ③ システム監査基準は、情報システムに保証を付与することを目的とした監査であっても、情報システムの改善に対して助言を行うことを目的とした監査であっても利用できる。これは、セキュリティ監査基準との相違点である。

システム管理基準案の内容

システム管理基準は、各組織体が自らの管理基準を規定する場合の拠り所となり、システム監査人がシステム監査を実施する際の判断の尺度となるものである。

情報セキュリティ管理基準が、JISX5080をもとに策定されているのに対し、システム管理基準は、特定のISOやJIS等の標準をもとに策定されていないが、ISO/IEC15228、JISX0160、共通フレーム、現行システム監査基準の実施基準等を参考にしている。

システム管理基準の構成は、情報戦略、企画業務、開発業務、運用業務、保守業務、共通業務となっており、情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理基準を活用することとなるが、企画業務、開発業務の情報セキュリティ確保のための項目については、システム管理基準も有効に活用することが望まれている。

システム管理基準案の主要なポイントは以下の通り。

- ① 情報戦略の監査にウエイトを高く置いている。システム監査が、組織体の情報システムおよび情報基盤の整備状況について情報戦略を対象とすることにより、より上流工程で問題解決を図ることに寄与することを狙っている。
- ② 全体を通じて、リスクマネジメント及びそれに関連するモニタリングの観点強化している。
- ③ 主として効率面、有効性に関するネットワーク管理の項目が追加されている。
- ④ 企画業務において、自社でのシステム開発、アウトソーシング、パッケージソフトの導入等、情報システムの調達方

法が多様化している状況を踏まえ、「調達」を新設した。

- ⑤ 全体を通じて、基本あるいは基盤を重視していることから、運用業務の運用管理において「運用業務の基本方針」を新設した。
- ⑥ 共通業務の外部委託に関して、委託業務には、委託する側と受託する側があるため、受託する側に対する項目を追加し「外部委託、受託」に変更した。
- ⑦ 変更管理を確実に実施するために、共通業務に「変更管理」を新設した。
- ⑧ 情報セキュリティ管理基準との整合性を図るため、共通業務の「災害対策」を削除し、「情報セキュリティ」に置き換え、情報セキュリティ管理基準を活用して管理することを述べている。

今後の課題

「検討委員会」としての課題には、①パブリックコメントの募集とそれへの対応、及び最終基準の策定、②システム監査基準、管理基準解説書の作成、③新基準の説明、普及等に取り組むことがあげられる。

日本システム監査人協会としては、①システム監査基準、管理基準の研究、ガイドラインの作成、②情報セキュリティ監査との連携の研究、ガイドラインの作成、③システム管理基準の各項目ごとのコントロール及びサブコントロールの作成等の課題に取り組んでいくことが求められていると考える。

以上

第3期 総会資料

- 平成 15 年度 事業報告
 第 1 部 事業概要
 第 2 部 会計報告及び会計監査報告
 平成 16 年度 事業計画 (案)
 平成 16 年度 予算 (案)
 平成 16 年度 役員選任

平成 15 年度 事業報告

第 1 部 事業概要

I. 本部

1. 全般概要

(1) 会員の状況

会員拡大については、法人部会を核とする会員増強担当 G をはじめ各位の努力が実ってきた。公認システム監査人制度の発足を機に、当協会の存在をアピールし、登録企業、安対認定企業、監査法人などへのアプローチを重ね、また個人会員への勧誘などの会員増強の努力を継続的に行ってきた。

その結果、会員の増強（平成 15 年 12 月末現在）は次のとおりで、いよいよ個人会員 1,000 名の水準に達する大きなボランティア組織となることができた。会員の種類については、NPO 法人化にともない次のように正会員個人・団体並びに賛助会員個人・団体に分かれている。個人準会員の旧制度は廃止されたが、これに準ずる個人賛助会員の制度が残されている。これは NPO の趣旨から相応しいとは言えないので個人の賛助会員の募集は停止し正会員として入会してもらうように運営上改めた。（15.12.10 理事会）

正会員・個人	934 名
正会員・法人	27 社
賛助会員・個人	5 名
賛助会員・法人	社

(2) 理事会等の活動状況

理事会 1/9, 2/6, (通常総会 2/23), 3/13, 4/10, 5/6, 6/11, 7/9, 9/10, 10/8, 11/12, 12/10 (11 回)

理事会は、当協会の活動の原点であり、本年度は 11 回開催され、毎回活発に議論されそれぞれの案件が審議決定された。なお、議事録は会員 M L 並びに会報に掲載したとおりである。

今期は、特定非営利活動法人（NPO 法人）の第 2 期であったが、任意団体創立からみると、第 16 期にあたる。日常活動や認定制度を充実し、発展させていくことに注力したのは勿論であったが、システム監査の変革を担う役割を自ら全うできるように一層の努力を傾けてきた。

具体的には、昨春経済産業省の「情報セキュリティ監査基準」の策定にあわせて、当協会内に「情報セキュリティ監査研究部会」を創設し、新基準の活用の推進とセキュリティ監査技術の向上を図る場を設けて活動した。また、充実した月例研究会にあわせて、公認システム監査人等の継続教育セミナーとして「情報セキュリティ監査基準解説」セミナーを全国三箇所で開催した。なお、情報セキュリティ監査の普及・啓蒙を目的とする「日本セキュリティ監査協会」が NPO 法人として設立された。当協会も後援団体として参画したが、今後相互に連携した活動が期待される。

更に、JIPDEC の「システム監査基準検討委員会」に参画すると同時に、当協会に「システム監査基準研究部会」を立ち上げ、とりあえず検討委員会とリンクした研究活動を行ってきた。これらの活動は会報 NO.76(12 月号)にも詳報したが、後者については本日の本田理事の講演として直近の状況も報告される。

(3) 公認システム監査人、システム監査人補の認定

① 認定状況

2年目の公認システム監査人及びシステム監査人補の認定は以下のとおり行うことが出来た。会報 NO.76 でご報告のように公認システム監査人 67 名、システム監査人補 74 名、合計 141 名の方々の認定が 11 月に終了した。

その結果、累計では公認システム監査人が 320 名、システム監査人補が 234 名、あわせて総勢 554 名の資質の継続維持向上も担保された新しいシステム監査人が誕生したことになる。

今回も認定業務では、面接業務が審査として重要な役割を担った。面接は、東京地区の他に仙台、富山、名古屋、大阪（2回）、広島、福岡の各地でも行われた。それぞれ原則として土曜日に実施し面接委員は 1 組 2 名であった。

② 継続教育セミナー

継続教育要項に定めてある継続教育活動を補強する目的で、継続教育プロジェクトの主催（支部との共催を含む）の継続教育セミナーを、東京、広島、大阪で実施した。（会報 NO.76）

③ 継続教育実績申告書

第 1 回の継続教育実績の申告が始まり、昨年末に締め切られた。目下審査、集計中である。審査業務も初の仕事であり厳正に審査を実施しているところである。

(4) 会報・研究会・分科会等の活動状況

定例の活動については各研究会・分科会等からの具体的報告が次項にあるので参照頂きたい。

2. 教育研修委員会

特別認定講習機関への委託により下記のコースを実施した。

(1) 論文・プレゼンテーションコース（1日コース）

実施回数： 東京 5 回、大坂 2 回、仙台 1 回 計 8 回
 実施時期： 1 月 1 回、3 月 1 回、7 月 2 回、8 月 3 回、9 月 1 回
 受講者 30 名（内 再テスト 9 名）
 （前年度実績 5 回 受講者 55 名）

(2) システム監査に関する知識コース（2日コース）

実施回数： 東京 7 回、大坂 3 回、仙台 1 回 計 11 回
 実施時期： 1 月 1 回、3 月 2 回、7 月 4 回、8 月 3 回
 受講者 54 名（内 再テスト 8 名）
 （前年度実績 8 回 受講者 143 名）

(3) 情報システムに関する知識コース

本年度は、本コースは開催されませんでした。
 （前年度実績 4 回 受講者 30 名）

(4) 特別講習実施機関および実施回数

- ①（有）インターギデオン 1日コース 2回、2日コース 4回、計 6回
 ② 情報システム監査（株） 1日コース 6回、2日コース 7回、計 13回
 合計 19回、受講者延べ 84名

（前年度実績 1日コース 5回、2日コース 12回 合計 17回、受講者延べ 228名）

(5) ロイヤリティ収入

1日コース	30名	計	120,000円
2日コース	54名	計	432,000円
		合計	552,000円
（前年度実績 1日コース 55名 220,000円			
2日コース 143名 1,144,000円計 1,364,000円）			

(6) 運営上の問題点

・各コースともに採点結果を、教育研修委員会で評価した。一部において不明確な点があり、改善について指導した。

開催スケジュールがシステム監査人申請の間近のケースがあり、一部で問題となった。次年度はシステム監査人申請に問題が発生しないように、開催時期について指導する。

3. 会報

(1) 概要

当初計画の通り、年6回の会報を発行。

- ① 72, 73, 74, 75, 76の各号を発行し、77号を2004/2発行準備中。
- ② 一般会員から、編集委員を募集して会報活動の充実にむけて準備を始めた。
- ③ 会報掲載論文を募集し、論文審査体制を作り、応募論文を査読した。

(2) 発行した会報の内容

- ① 71号 2月発行 (28p)
制度発足後半年で450名の公認システム監査人(補)が認定され、記念講演会が開催された。北海道支部発足、近畿・中部での研修会など、活発な支部活動の報告。会員投稿。
- ② 72号 3月発行 (48p)
NPO第2回通常総会開催、公認システム監査人制度の立ち上げ状況、研究会や支部の活動報告・計画、新支部設立規定など、新たな活動の布石を紹介。
- ③ 73号 6月発行 (16p)
情報セキュリティ監査制度の概要、基準、監査類型の解説、および新たに発足した研究会活動の紹介。
- ④ 74号 8月発行 (28p)
ISMS、個人情報保護など新たな制度が発足・定着する中で北信越支部・東北支部が設立され、北信越支部設立総会を特集。会員の書いた本(2冊紹介)。
- ⑤ 75号 10月発行 (28p)
制度発足から1年経過するため、公認システム監査人(補)継続教育の制度と研修について特集。東北支部設立の様子を紹介。新入会員の声。会員の書いた本。
- ⑥ 76号 12月発行 (36p)
2年目の公認システム監査人認定状況と継続教育、SAAJ研究部会の活動状況を集。掲載論文1点。中部・近畿・北信越支部の合同研究会報告。第100回月例研究会。

4. 月例研究会

平成15年度は、以下の通り年間8回研究会を実施した。

回数	開催月日/場所	テーマ/講師	参加人数
94	1月21日(火) 労働スクエア東京 601号	「最新のe-マーケットプレイスによる国際調達戦略 ～Global Next Xchangeにおける事例～」 講師 グローバルネットエクスチェンジ・ ジャパン株式会社 代表取締役社長 飯塚博文氏	22
95	3月18日(火) 労働スクエア東京 601号	「情報セキュリティ監査基準とシステム監査」 講師 監査法人トーマツ エンタープライズリスクサービス部 代表社員 和貝 享介 氏	109
96	5月27日(火) 労働スクエア東京 601号	「商品トレーサビリティの向上に関する取り組み状況」 講師 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐 村上 敬亮 氏	61

97	7月14日(月) 労働スクエア東京 601号	「個人情報の保護に関する法律について」 講師 筑波大学 図書館情報学系 助教授 新保 史生氏	76
98	8月26日(火) 労働スクエア東京 601号	「金融機関におけるシステム統合の課題」 講師 日本銀行 検査局 システムリスク分析グループ 調査役 大石 正人氏	59
99	9月30日(火) 中央大学駿河台記念館 520号	「システムリスク検査—金融機関等における多様化する 情報システムリスクへの対応について—」 講師 金融庁 検査局 総務課 特別検査官 市川 雅也氏	153
100	10月27日(月) 労働スクエア東京 601号	「情報化投資の有効性評価」 講師 (有) ビジネス情報コンサルティング 代表取締役 小野 修一氏	91
101	12月3日(水) 中央大学駿河台記念館 520号	「情報セキュリティ総合戦略」 講師 経済産業省商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 課長補佐 山崎琢矢氏	119

今年度の月例研究会への出席者は、100名を超した研究会が3回あり、平均出席者数も昨年の47名から86名と83%増加した。

5. 法人部会

(1) 法人正会員 27 社 (平成 15 年末現在)

退会 1 社

入会 次の 5 社

- ・アイビスジャパン (株)
- ・エヌ・アイ・コンサルティング (株)
- ・(株) ソフトコム
- ・中央青山監査法人
- ・(株) 中電シーティーアイ

平成 14 年末に比べて 4 社増加

(2) 活動内容

- ① 定例部会を月 1 回開催した。
- ② 法人正会員の増強を図るべく、次のところに入会案内を送付した。
 - ・システム監査企業台帳登録企業
 - ・情報セキュリティ監査企業台帳登録企業のうち、システム監査業務を行っている企業
- ③ 会員のビジネス機会拡大、協会の社会的使命達成を目的とした推薦制度を策定した。
 - ・外部 (自治体、団体、民間企業など) からの推薦依頼を受け、予め登録した会員の中から依頼内容に合致した個人・法人を推薦する
 - ・予め登録した会員からの業務受託のための自己推薦依頼を受け、審査を行った上で推薦する
- ④ 法人正会員企業の自治体への営業ツール、協会のノウハウアピールを目的に、情報セキュリティ関連テーマのプレゼン・セミナー資料を作成した。
- ⑤ 会員同士のシステム監査の普及・ビジネス化についての情報交換を行った。

6. システム監査事例研究会

(1) 研究会メンバー 86 名 (2003 年 12 月現在)

(2) 月例研究会開催

定例会 毎月第一水曜日 18:30 - 20:30

12 回開催 延べ出席者数 116 名

内容

- ・ SAAJ 理事会の話題紹介及び関連討議
- ・ システム監査普及サービス進捗状況報告
- ・ システム監査実務・実践セミナーの運営に関する打ち合わせ
- ・ 公認システム監査人の教育制度に関する打ち合わせ
- ・ その他

(3) システム監査普及サービス

依頼企業・団体がなく活動実績なし。

(4) システム監査実務・実践セミナー

昨年から引き続き、公認システム監査人の教育制度の一環として実施した。

今年から、従来の「システム監査実践セミナー 2 日間コース」に加えて、内容を大幅に拡充した「システム監査実務セミナー 4 日間コース」を新規に企画し、実行した。

開催回数も昨年までは 2 回/年であったが、本年から 4 回/年（4 日間コース 2 回、2 日間コース 2 回）開催することになった。

また、教材も既存の 2 種類について拡充、改訂すると共に、第 3 の新規教材を作成した。

更に受講生が IT コーディネータ資格の保持者も多いことに鑑み、第 13 回セミナーから ITCA 認定の専門知識研修セミナーとして認められた。

第 11 回

日時：1 月 25 日 10:00—26 日、2 月 8 日—9 日 15:00

場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター

参加者：受講生 20（内非会員 6 名）、講師 8 名

第 12 回

日時：5 月 24 日 13:00—25 日 15:00

場所：岐阜県大垣市 ソフトピアジャパン

参加者：受講生 20 名（内非会員 4 名）、講師 6 名（十中部支部オブザーバー 2 名）

第 13 回

日時：8 月 23 日 10:00—24 日、9 月 6—7 日 15:00

場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター

参加者：受講生 28 名（内非会員 11 名）、講師 8 名（十近畿会オブザーバー 1 名）

第 14 回

日時：11 月 23 日 13:00—24 日、15:00

場所：宮城県富谷町

参加者：受講生 10（内非会員 3 名）、講師 3 名（十東北支部オブザーバー 2 名）

(5) その他

システム監査普及サービスの被監査企業の募集は、SAAJ のホームページを通じて継続的に実施中。

7. 情報セキュリティ監査研究会

(1) 研究会内容

2003 年度（平成 15 年度）は「情報セキュリティ監査基準」の公表を受けてその活用の推進とセキュリティ監査技術の向上を図ることを目標にその内容の個別項目を研究した。

(2) 研究会項目

1. 情報セキュリティ監査基準の実地使用に当たっての研究
2. 情報セキュリティ監査基準を利用したワークシートの作成
3. 同ワークシートを利用した情報セキュリティ監査基準に関する教育資料の検討と作成（継続教育用）

8. システム監査基準研究会

(1) 研究会目的

今年度経済産業省が改訂作業を行っているシステム監査基準の改定の状況把握と当協会としての今後の対応案検討

(2) 研究会メンバー

6名

(3) 研究会の活動日時及び今後の予定

- 第1回 10月2日 検討委員会の進捗状況報告
 - 第2回 10月14日 検討委員会／ワーキンググループの進捗状況報告
 - 第3回 11月4日 検討委員会／ワーキンググループの検討結果報告及び意見交換
 - 第4回 11月20日 検討委員会／ワーキンググループの検討結果報告及び意見交換
 - 第5回 12月18日 検討委員会／ワーキンググループの検討結果報告及び意見交換
 - 第6回 1月16日 検討委員会／ワーキンググループの検討結果報告及び意見交換
- 2月以降2回／月予定

(4) 主な作業内容

経済産業省から委託され日本情報処理開発協会が開催している「システム監査基準検討委員会」の委員として、当協会より2名（橘和副会長、本田理事）が参加している。

第1回から第6回までのほとんどは、委員会の進捗および内容報告をし、研究会としての意見・見解をまとめている。今後は、新しいシステム監査基準を踏まえて、当協会で当面どのような作業をすべきかの案を作成する予定である。

9. ホームページ及びメーリングリスト

(1) ホームページ

本年度のメインイベントは新ホームページの立ち上げでした。セキュリティ面での機能強化を実現するに当たって、OCNのホスティングサービスに加入し、ページ構成も大幅に刷新しました。主要改善点は以下のとおりです。

① 新ホームページ立ち上げ

イ 入会申し込みフォームのSSL対応

- ・ベリサイン社のセキュア・サーバIDを取得し、OCNのホスティングサービスに加入した。
- ロ トップページ等のリニューアル
- ・公認システム監査人制度と協会全般情報を分けて表示するようにした。
- ・固定情報を左ブロックに、タイムリーなお知らせ等を右ブロックに表示させるようにした。
- ・階層を以前より少なくし、トップページに一覧性をもたせるようにした。
- ・更新履歴ページを新設した。

② ホームページ掲載手続きの明確化

ホームページ掲載ルールを「**SAAJ ホームページ掲載手続き (H15/03/25 制定)**」として明文化し、それに沿った運用を行うようにした。

(2) メーリングリスト

① メーリングリスト運用ルールを策定し、円滑な情報交換ができるようにした。

② 会員に対する情報伝達の方法について、同報メールを廃止し、メーリングリストに統合し、運用の一本化を図った。

II. 北海道支部

1. 第1回総会実施

日時：1月14日(火) 18:30～20:00

内容：2002年活動報告

2003年活動計画

2003年役員選出

2003年研究会・勉強会計画

参加者：個人会員16名中、参加9名(+2名オブザーバー参加) 委任3名

2. 支部講演会実施

北海道ITコーディネータ協議会、日本システムアナリスト協会北海道支部との共催

日時：7月24日(木) 17:00～21:00

講師：村山 一生氏(法人会員)

寺中 武裕氏(ITコーディネータ)

テーマ：「個人情報保護法関連セミナー」

テーマ1：「個人情報保護法概説～プライバシーマークの観点から」

テーマ2：「個人情報保護法対策としての各種ソリューション」

参加者：全24名、うち支部員6名

3. 定例研究会・勉強会実施

(1) 第1回勉強会

日時：2月14日(金) 18:30～20:30

テーマ：「システムユーザーの立場からシステム監査に期待すること」

－CSA 記念講演会のビデオ上映およびディスカッション－

参加者：11名、うち支部員7名

(2) 第2回研究会

日時：3月28日(金) 18:30～20:30

講師：岡田 昌彦氏(会員)

テーマ：「システム開発に係わる情報保護」

参加者：8名、うち支部員6名

(3) 第3回勉強会

日時：4月23日(水) 18:30～20:30

テーマ：「サイバー犯罪条約とその国内法化の問題点」

－第87回研究会のビデオ上映およびディスカッション－

参加者：7名、うち支部員5名

(4) 第4回研究会

日時：5月30日(金) 18:30～20:30

講師：安達 賢二氏(会員)

テーマ：「有効性の監査とは何か？」

参加者：14名、うち支部員10名

(5) 第5回勉強会

日時：6月27日(金) 18:30～20:30

テーマ：「プライバシーマーク制度について」

－第93回研究会のビデオ上映およびディスカッション－

参加者：13名、うち支部員9名

(6) 第6回勉強会

日時：9月2日(火) 18:30～21:00

テーマ：「個人情報の保護に関する法律について」

—第97回研究会のビデオ上映およびディスカッション—

参加者：7名、うち支部員7名

(7) 第7回研究会

日時：10月3日(金) 18:30～20:30

講師：五十嵐 洋介氏(会員)

テーマ：「システム開発/保守のアウトソーシング受託における品質改善活動」

参加者：14名、うち支部員10名

(8) 第8回勉強会

日時：10月24日(金) 18:30～21:00

テーマ：「システムリスク検査

-金融機関等における多様化する情報システムリスクへの対応について」

—第99回研究会のビデオ上映およびディスカッション—

参加者：11名、うち支部員7名

(9) 第9回研究会

日時：12月5日(金) 18:30～20:00

講師：小野 孝氏(会員)

テーマ：「知的財産に関する個人と組織の関係」

参加者：11名、うち支部員8名

4. 広報活動

支部活動について対外的に広報、および支部員勧誘を行った。

- ・ 支部講演会の実施
- ・ 北海道経済産業局主催のセミナーでの SAAJ パンフレットの配布等
- ・ 他団体との交流：北海道 IT コーディネータ協議会、および日本システムアナリスト協会北海道支部との講演会共催、勉強会の相互開放
- ・ 支部員の増加：昨年度の個人会員 16 名から、個人会員 19 名・法人会員 1 名に増加
- ・ 支部活動への参加：上記個人会員以外に法人会員 2 社からの参加 3 名と非会員の体験参加 3 名
- ・ 公認システム監査人 4 名、システム監査人補 1 名 (計 5 名中支部員 4 名)

5. メーリング・リストによる連絡

支部メーリング・リストにより、支部員間の連絡および情報交換を実施している。

6. ホームページによる情報発信

協会のホームページの支部のコーナーに、北海道支部の情報の記載を開始した。

III. 東北支部

2003年6月28日、未設立であった東北地方の協会活動拠点として東北支部を設立した。本年度の活動は以下の通り。

1. 東北支部設立記念講演会および設立総会の実施

- ・ 日時：6月28日(土) 10:30～19:30
- ・ 開催形式：午前は ITC の講演会、午後は SAAJ 総会記念講演会として ITC みやぎと共催形式で実施した。参加者：45名(内 SAAJ 支部員9名)
- ・ 講演内容：

(1) ITC プロセスガイドラインと CMM

講師：西城秀雄(西城技術士事務所代表、IT コーディネータ、ISMS 主任審査員)

(2) 情報システム監査・情報セキュリティ監査に対する日本システム監査人協会の取組み

小野修一(特定非営利活動法人日本システム監査人協会副会長)

(3) ISMSver.2 について

講師：鈴木実（特定非営利活動法人日本システム監査人協会副会長）

(4) 「最近のシステム監査をめぐる問題について」

講師：橘和尚道（特定非営利活動法人日本システム監査人協会副会長）

(5) 設立総会：

- ・出席者：支部員 9 名、オブザーバー（橘和副会長、小野副会長）
 - ・役員：支部長 鈴木実、副支部長 高橋典子、佐藤賢一、監事 田口三郎
- 研究会担当 西川正樹、広報担当 斉藤登志勝
- ・支部会員：17 名

2. 定例研究会**(1) 第 1 回月例会**

日時：9 月 13 日（土）13:30～19:30

テーマ：・月例会ビデオ鑑賞と意見交換
・今後の月例会運営について

場 所：富士通東北システムエンジニアリング（株）

(2) 第 2 回月例会

日時：11 月 8 日（土）14:00～17:00

テーマ：みやぎ情報セキュリティマネジメントビジネス研究会参加についての検討
特別会員での参加ということで進めてきたが、その後の検討の結果、参加せずと決定。
・月例会におけるビデオ学習について検討
ビデオは自宅学習することとし、月例会では意見交換に決定。
・情報セキュリティ総合戦略についての意見交換

場 所：富士通東北システムエンジニアリング（株）

3. システム監査実践セミナー実施

日 時：11 月 23 日（日）13:00～11 月 24 日（月）15:00

場 所：ユアテック人材開発センター（宮城県富谷町）

講 師：システム監査事例研究会より講師 3 名（鈴木東北支部長を含む）
事務局として佐藤・高橋副支部長が担当

受講者：10 名

4. システム監査人面接実施

日 時：11 月 1 日（土）13:00～17:00

場 所：東北電気会館（仙台市）

受験者：6 名

支部として鈴木東北支部長が対応

5. 情報交換方式

メーリングリストによる支部会員の連絡および情報交換を実施している。

6. 支部会員増強

東北各県の ITC グループへの入会勧誘を行い、設立総会時会員 17 名であった会員数を、会員ゼロの空白地帯であった秋田県からの 1 名を含め、合計 10 名の加入を得た。1 名退会で現在は支部会員 26 名。

IV. 北信越支部

1. 活動内容

- (1) 北信越支部設立準備委員会会合第1回会合
2月15日(土) 富山県富山市(ビッグファイブ, (手配: 梶川))
参加者: 丸田、伊藤、坂井、高瀬、山本、尾島、梶川、森
- (2) システム監査勉強会及び北信越支部設立準備委員会第2回会合
4月26日(土) 富山県富山市(光陽公民館, (手配: 丸田))
システム監査勉強会: 「電子店舗のシステム監査」
講師 (株)富山県総合情報センター 森 広志
勉強会参加者丸田、梶川、大浦、白井、角屋、森
委員会参加者: 伊藤、坂井、丸田、大浦、白井、角屋、梶川、森
- (3) 北信越支部設立準備委員会会合第3回会合
5月10日(土) 富山県富山市(サンシップ富山, (手配: 伊藤))
参加者: 伊藤、坂井、高瀬、尾島、梶川、森
- (4) 北信越支部設立準備委員会会合第4回会合
6月14日(土) 富山県富山市(サンシップ富山, (手配: 伊藤))
参加者: 伊藤、坂井、高瀬、尾島、梶川、森
- (5) 北信越支部設立総会、記念講演会
6月28日(土) 富山県富山市(サンシップ富山, (手配: 梶川))
設立総会: 司会、坂井、議長、高瀬、規約説明、伊藤
記念講演会: (後援、協賛; 経済産業省中部支局・富山県・(社)富山県情報産業協会・
(株)富山県総合情報センター)
来賓挨拶; 富山県経営企画部情報政策課 井上 淳氏
(社)富山県情報産業協会長 野寄 勉氏
① 「ISMS・個人情報保護とシステム監査」
講師 NPO SAAJ 理事 一村 義夫氏
② 「実践システム監査論、自治体他」
講師 NPO SAAJ 理事 山口 芳彌氏
③ 「IT ボランティアと電脳山田村」
講師 (株)富山県総合情報センター 特別参与 発田 悦造氏
- (6) 新潟県例会
9月14日(日) 新潟県長岡市(ながおか市民センター, (手配: 矢島))
月例研究会ビデオ「商品トレーサビリティの向上に関する取組状況」及び
商品トレーサビリティに係わるネットワークシステム監査の考察
参加者: 白井、梶川、風間、矢島、尾島、森
- (7) 三支部合同研究会(後援; 福井県商工会議所連合会・NPO ITコーディネータ協会)
10月4日(土), 5日(日) 福井県敦賀市(敦賀短期大学, 若狭路博), (手配: 黒目)
① 「ユビキタス社会における個別マーケティングと必要なシステム監査」
講師 北信越支部・敦賀短期大学教授 黒目 哲児氏
② 「個人情報保護に関する制度の現状と今後の課題」
講師 近畿支部・システムアナリスト協会長 清水 順夫氏
③ 「個人情報保護の取組・教育の考え方」
講師 リコーシステム開発株式会社 事業戦略室技術推進グループ
技術士(情報工学) 吉川 博晴氏
- (8) 石川県例会
12月6日(土) 石川県例会(金沢勤労者プラザ, (手配: 福田))

「システムのセキュリティ確保 -ISO15408の概要-」

講師 (株)富士通北陸システムズシステム事業部 宮本 茂明氏

参加者：坂井、高瀬、梶川、尾島、宮本、森

2. 支部役員

支部長 (森広志 (富山))、副支部長 (白井正 (新潟)、梶川明美 (富山))

会計 (坂井敏行 (富山))、理事 (伊藤祐太郎 (富山)、松原一彦 (石川))

県部会長 (黒目哲児 (福井)、福田裕一 (石川)、丸田英雄 (富山)、

風間一人 (新潟)、堀明雄 (長野))

書記 (尾島純子 (富山)、角屋典一 (福井))、監事 (高瀬清春 (富山))

3. 評価と反省

年度前半は支部設立に注力し、会員の皆様方の多大なご協力と地元会員の熱心な努力により盛會を得ることができました。特に県、関係団体との人脈を生かすと共に地元新聞にも支部設立の記事を掲載顶けました。又、年度後半は計らずも三支部合同研究会を幹事支部として開催することができました。地元役員をはじめ、ご準備に携わられた皆様方に深く感謝いたします。当支部としても三支部合同研究会の継続的实施に協力することで、地方のシステム監査の普及・啓蒙に役立ってゆきたいと考えます。

V. 近畿支部

1. 定例研究会活動

(1) 4月24日 (第81回)

場 所：日本ユニシス株式会社関西支社

テーマ：「財務諸表監査 (会計監査) と情報システムの内部統制評価」

講 師：大阪成蹊大学現代経営情報学部

石島 隆氏

出席者：25名

(2) 7月4日 (第82回)

場 所：日本ユニシス株式会社関西支社

テーマ：「電子自治体のセキュリティ」

講 師：敦賀市役所企画部情報管理課課長 (兼)IT推進室長

川端 純一氏

出席者：35名

(3) 9月19日 (第83回)

場 所：大阪市立総合生涯学習センター

テーマ：「電子自治体の現状と開発過程のシステム監査の実例」

講 師：大阪府建築都市部建築都市総務課

吉田 博一氏

出席者：30名

(4) 2月12日 (第84回)

場 所：大阪市立総合生涯学習センター

テーマ：「韓国のIT事情・eコマース事情」

講 師：大阪成蹊大学現代経営情報学部専任講師・経営学博士

朴 修賢氏

出席者：30名

2. その他の活動

(1) システム監査実践セミナー (1泊2日コース)

開催日：11月1日、2日

場 所：サニーストンホテル (大阪府吹田市)

- 講師：近畿支部実践研究部会メンバー
参加者：11名
- (2) システム監査基礎セミナー（1日コース）
開催日：9月12日
場所：大阪産業創造館
講師：富士通株式会社 土出 克夫氏
ネットワーク神戸 喜多 陽太郎氏
参加者：20名
- (3) 情報セキュリティ監査セミナー（公認システム監査人等継続教育用）
開催日：10月25日
場所：松下IMPビル会議室（大阪市中央区）
来賓：近畿経済産業局産業企画部情報政策課長 森畑 通夫氏
講師：監査法人トーマツ 和貝 享介氏（当協会副会長）
情報処理振興事業協会 日下 保裕氏
参加者：60名
- (4) 三支部合同研修会（北信越、中部、近畿支部）
開催日：10月4日
場所：敦賀短期大学（福井県敦賀市）
詳細は、北信越支部の活動報告をご参照ください。

VI. 中部支部

1. 例会・合宿

- (1) 第1回
1月18日（土）14:00～17:00 場所：今池ガスビル 16名参加
2003年度活動計画（担当：山崎支部長、大野副支部長）
「ITプロジェクト成功のためのスキル診断」講師：大橋知子氏
- (2) 第2回
3月15日（土）14:00～17:00 場所：日本生命笹島ビル 22名参加
「情報システム部門の役割とシステム監査」講師：滝本都也氏
「ISMS（Ver2.0）および「情報セキュリティ監査研究会報告書」」講師：田中勝弘氏
- (3) 第3回
5月17日（土）14:00～17:00 場所：ソフトピアジャパン 21名参加
「内部監査の現状と課題 ～事例紹介～」講師：吉田満寛氏
「情報社会と規制」講師：中村哲也氏
- (4) 第4回
7月12日（土）14:00～17:00 場所：TIS株式会社名古屋支社 24名参加
「最近の犯罪傾向と対策について」講師：新井俊光氏
「金融機関の個人情報保護の対応状況と今後の課題について」講師：久保田秀男氏
- (5) 第5回
9月20日（土）14:00～17:00
場所：浜松市アクトシティ研修交流センター 16名参加
「企業秘密管理：保有する顧客情報の内部監査について」講師：石井成美氏
「外部監査としてのシステム監査の考察」講師：天城康晴氏
「東海大地震に備えて」講師：山崎敏夫氏
- (6) 合宿
11月29日（土）13:30～30日（日）12:00

- 場所：あいち健康プラザ 健康宿泊館 28名参加
 「愛知医科大学付属病院地域医療連携の取り組みと医療分野のIT化とその現状」
 講師：愛知医科大学付属病院 地域医療連携課長 秋田高典氏
 「インターネット検針と情報セキュリティ」
 講師：東邦ガス(株) 基盤技術研究部情報・通信技術グループ 佐藤孝人氏
 「岐阜県におけるデジタルガバメント構築について～IT化に対応した業務改革と情報セキュリティ～」
 講師：杉山浩一氏
 グループ演習「新しいIT活用の可能性とそのリスクについて」

2. イベント

(1) システム監査実践セミナー

5月24日(土) 13:00～25日(日) 15:00 場所：ソフトピアジャパン

(2) SAAJ 北信越支部設立総会・設立記念講演会

6月28日(土) 13:00～17:00 場所：富山県総合福祉会館

(3) 中国科学院計算技術研究所との技術者交流会

9月26日 19:00～22:00 場所：名古屋 16名参加

中国科学院計算技術研究所

副所長&教授 ファン チェンピン博士 フォン シャオピン博士 他3名

日本事務所 張建、張瑩

NPO 法人日本システム監査人協会の紹介

日中の情報技術者交流の重要性について

(4) 近畿支部 / 中部支部 / 北信越支部合同研究会

10月4日 13:30～17:30 場所：敦賀短期大学

「ユビキタス社会における個別マーケティングと必要なシステム監査」

講師：黒目哲児氏

「個人情報保護に関する制度の現状と今後の課題」

講師：清水順夫氏

「個人情報保護の取り組みや、その教育の考え方(告発文化を創らないこと=責務を認識すること)」

講師：吉川博晴氏

(5) マルチメディア& VRメッセージふ 2003 協賛セミナー

11月14日 13:30～16:30 主催：SAAJ 中部支部 JSAG 中部支部

場所：ソフトピアジャパンセンタービル 53名参加

「IT社会と情報セキュリティ、今企業がなすべきこと～システム監査」

講師：三口充高氏

「転ばぬ先のセキュリティ対策 ～後追いの対策にならないために～」

講師：河田一宏氏

「情報セキュリティをしなやかに維持していくために」講師：田中勝弘氏

3. 営業活動等

法人会員募集案内に名古屋所在の会計事務所4社訪問。

中部経済産業局からのセミナーや事業等の案内を中部支部会員にメーリングリストで案内。

VII. 中国支部

1. 組織

支部長 大谷 完次 (理事)

副支部長 桑原 英明、安原 節男 (兼会計)

監事 田頭 稔造

平成 15 年末会員数 個人会員 34 名、法人会員 1 社

(広島 20、岡山 4、島根 2、山口 1、香川 4、高知 2、愛媛 1)

2. 活動実績

(1) 支部月例研究会の実施

2月10日 「セキュリティポリシーの実効性を向上させるための運用段階のシステム監査」

本部 92 回月例会ビデオによる研修と意見交換

4月11日 「情報セキュリティ監査制度について & ユーザ からシステム監査への要望」

公認システム監査人記念講演会ビデオによる研修と意見交換

5月19日 「ISMSの概要とその必要性について」

講師：高田 裕史氏による講義と意見交換

7月11日 「プライバシーマーク制度について」

本部 93 回月例会ビデオによる研修と意見交換

12月8日 「システムリスク管理態勢に係る検査」

本部 99 回月例会ビデオによる研修と意見交換

(2) 継続教育セミナーの開催

10月24日 「情報セキュリティ監査基準を解説する」

講師：中国経済産業局向井裕氏

協会副会長和貝享介氏

中国四国地域で初めての監査に関するセミナーを中国経済産業局
と IT コーディネータ協会の後援で実施した。

(3) 支部メーリングリストを活用した活動

支部メーリングリストを活用し、所蔵しているビデオの一覧の案内、新規会員の参加案内、情報セキュリティ監査セミナーの案内、監査企業登録案内等の情報交換を実施した。

(4) その他

当初計画した地方自治体等へのシステム監査実施へのアプローチについては、十分な活動ができなかったことを反省している。

VIII. 九州支部**1. 役員**

支部長	福田 啓二
副支部長	諸藤 雅之
会計	松嶋 敦、木下 一朗
会場	木下 一朗、鶴岡 通
書記	石井 俊幸、中溝 統明
HP	居倉 圭司、陣内 昭浩
監査	舩津 宏、平山 克己
顧問	守田 昭彦、行武 郁博

2. 活動概要**(1) 月例会の開催（原則毎月）**

計画通り年 12 回実施。参加者は年間・月間（11 月、12 月）ともに過去最高を記録。詳細は後述の一覧表。

情報セキュリティ監査制度に関連する内容が多かったが、研究報告・実践報告の面がやや少なかった。

(2) メーリングリストによる情報・意見交換

年間 174 メール

月例会および関連セミナーの連絡網としては機能しているが、意見交換の場としてはさらに活発なものとしたい。

(3) システム監査普及サービスの実施

4 月より実施に向け準備を進めていたが、依頼企業からの延期依頼のため計画見直しとなり未実施に終わった。

(4) 支部会員増加

平成 15 年度は新入会 8 名、退会 2 名、12 月末時点で 49 名

(5) 月例会実施実績一覧

日付/会場	内容(発表者)	参加者
1月25日(土) 福岡市早良市民センター 第一会議室	(1) 知的財産基本法の制定について(行武 郁博氏) (2) 近畿例会参加報告(佐々木 徹氏)	12名
2月21日(土) 福岡市早良市民センター 第三会議室	(1) 情報セキュリティ監査基準について(行武 郁博氏) (2) 認証制度についてのセミナー参加報告(行武 郁博氏) (3) 資料解説「放送番組と著作権」(秀嶋 弘行氏) (4) インターネット不正アクセス対策の基本(中溝 統明氏) (5) 「情報システム監査研究会報告書 中間とりまとめ」について(福田 啓二氏)	14名
3月22日(土) 福岡市早良市民センター 第三会議室	(1) 「公認システム監査人認定申請における学識経験について」(福田 啓二氏) (2) 資料解説「ウェアラブルコンピュータ」(秀嶋 弘行氏) (3) IT基本法及びIT基本法に基づく施策について(行武 郁博氏) (4) 「情報資産」の意義について(行武 郁博氏)	10名
4月26日(土) 福岡市早良市民センター 第一会議室	(1) 資料解説「電子マネー」(秀嶋 弘行氏) (2) ISACA大阪支部3月月例会の概要(佐々木 徹氏) (3) ISMS認証取得事例研究(舩津 宏氏)	13名
5月24日(土) 福岡市早良市民センター 第三会議室	(1) システム監査学会第17回研究大会参加報告(福田 啓二氏) (2) 資料解説「本格化したブロードバンド社会 技術からサービスまで」(秀嶋 弘之氏) (3) ISMS Ver2.0の「ポイント」について(行武 郁博氏)	12名
6月21日(土) 福岡市早良市民センター 第一会議室	(1) 個人情報保護法について(行武 郁博氏) (2) 資料解説「PKIとは」「電子政府とは」(秀嶋 弘之氏)	11名
7月26日(土) 福岡市早良市民センター 視聴覚室	(1) 資料解説「順天頂衛星システムとは」(秀嶋 弘之氏) (2) 資料解説「パナソニックセンター」(秀嶋 弘之氏) (3) 情報セキュリティ監査研究会報告書(中間取りまとめ)のブックコメントの主要論点について(行武 郁博氏) (4) 「情報セキュリティマネジメントにおけるリスク分析(概念編)」(福田 啓二氏)	14名
8月23日(土) 福岡市NPOボランティア交流センター 会議室	(1) コンピュータウイルス「MS プラスター」について(福田 啓二氏) (2) 住民基本台帳ネットワーク構成図(行武 郁博氏) (3) 資料解説「NHK アーカイブス」(秀嶋 弘行氏) (4) 情報セキュリティマネジメントにおけるリスク分析(概念編)第2回目(福田 啓二氏)	14名
9月20日(土) 福岡市早良市民センター 第一会議室	(1) OECDガイドラインの紹介(平山 公一氏) (2) 資料解説「サーベイランス(Surveillance)と映像情報メディア」(秀嶋 弘行氏)	11名

10月25日(土) 福岡市早良市民センター 視聴覚室	(1) 資料解説「医療画像における情報融合処理」(秀嶋 弘之氏) (2) 情報システム監査 の取組みについて (諸藤 雅之氏) (3) 「情報セキュリティにおけるリスク分析」の資料補足 福田 啓二氏)	12名
11月22日(土) 福岡市早良市民センター 第三会議室	(1) 福岡県情報セキュリティ基本方針についての意見 (行武 郁博氏) (2) 資料解説「ブロードバンド」(秀嶋 弘之氏) (3) I S M S 移行審査について (木下 一朗氏) (4) 韓国の I T 事情 (藤平 実氏)	19名
12月20日(土) 福岡市早良市民センター 第一会議室	(1) システム監査学会、専門システム監査人認定について (守田 昭彦氏) (2) 資料解説「地上波デジタル放送」(秀嶋 弘之氏) (3) セキュリティ監査関連の基準について (行武 郁博氏)	19名

第2部 会計報告及び会計監査報告

1. 平成15年度 特定非営利活動に係る事業会計 事業予算・実績表

平成15年1月1日から平成15年12月31日まで
特定非営利活動法人日本システム監査人協会
(単位: 円)

第2期

科 目	予 算	実 績	差 異
I 収入の部	(細目)		
1 入会金・会費収入	7,550,000	10,940,000	-3,390,000
入会金収入	150,000	279,000	-129,000
会費収入	7,400,000	10,661,000	-3,261,000
2 事業収入	15,340,000	16,279,460	-939,460
普及・啓蒙、広報事業	40,000	3,360	36,640
研究・研修事業	9,300,000	13,115,100	-3,815,100
認定事業	6,000,000	3,161,000	2,839,000
3 寄付金収入	0	0	0
4 収益事業からの繰り入れ	0	0	0
5 その他収入	1,002,000	1,091,102	-89,102
支部収入(会場費等)	1,000,000	1,091,007	-91,007
雑収入	2,000	95	1,905
当期収入合計(A)	23,892,000	28,310,562	-4,418,562
II 支出の部			
1 事業費	22,490,000	16,968,233	5,521,767
普及・啓蒙、広報事業費	3,370,000	3,769,963	-399,963
研究・研修事業費	13,120,000	9,883,614	3,236,386
認定事業費	6,000,000	3,314,656	2,685,344
2 管理費	8,360,000	5,792,735	2,567,265
什器備品費	600,000	0	600,000
光熱水費	0	0	0
通信費	350,000	250,000	100,000
交通費	150,000	292,961	-142,961
消耗品費	450,000	200,000	250,000
事務所運営費	1,260,000	0	1,260,000
会議費	600,000	970,780	-370,780
支部運営費	1,100,000	1,474,089	-374,089
(支部助成金)	1,000,000	1,062,500	-62,500
事務局手当	2,600,000	2,451,560	148,440
雑費	250,000	153,345	96,655
3 予備費	200,000	0	200,000
当期支出合計(B)	31,050,000	22,760,968	8,289,032
当期支出差額(A)-(B)	-7,158,000	5,549,594	-12,707,594
前期繰越収支差額(C)	15,836,727	15,836,727	0
当期繰越収支差額(A)-(B)+(C)	8,678,727	21,386,321	-12,707,594

* 当期収入には期末時前受け金 160,000 円含まず。

* 会費収入は、未収入金 265 万円を含む。

* 支部運営費は 1,474,089 円のうち 1,062,500 円は支部助成金から支出している。

* 事務所運営費は賃貸契約が未契約のため、引き続き未払い金として 1,200,000 円を継続した。

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

貸借対照表

第2期

平成15年12月31日(単位:円)

資産		負債及び繰越金	
現預金	18,525,521	前受金	160,000
未収入金	2,650,000	未払い費用	1,200,000
器具備品	1,325,950	預り金	112,150
ソフトウェア	357,000	次期繰越金	21,386,321
合計	22,858,471	合計	22,858,471

(注1) 現預金の内訳

・本部現預金		16,622,117
みずほ銀行・下北沢支店	1,086,193	
郵便振替口座	9,531,065	
認定口座	5,968,982	
会計手持ち現金	35,877	
・支部現預金		1,903,404
北海道支部	97,960	
東北支部	46,124	
北信越支部	180,403	
中部支部	142,075	
近畿支部	1,112,995	
中国支部	108,919	
九州支部	214,928	
合計		18,525,521

(注2) 前受金は次年度分の会費受け入れ分

(注3) 未払い費用は家賃契約未締結分によるもの

(注4) 預り金は手当て等支払い分の源泉徴収税分

(注5) 繰越金額のうち100円は仮受金と相殺した

(注6) 固定資産の内訳

パソコン	1台	198,460
プロジェクター	4台	1,127,490
会員管理システム	1式	357,000

2. 平成15年度 収益事業会計

平成15年1月1日から平成15年12月31日まで
特定非営利活動法人日本システム監査人協会
(単位:円)

科目	金額		備考
I 収入の部			
1 セミナー・出版事業			
情報処理技術者試験受験指導	0	0	
当期収入合計(A)			0
II 支出の部			
1 セミナー・出版事業			
情報処理技術者試験受験指導	0	0	
2 特定非営利活動に係る事業への振替		0	
当期支出合計(B)			0
当期支出差額(A)-(B)			0
前期繰越収支差額(C)			0
当期繰越収支差額(A)-(B)+(C)			0

今年度については当該科目にあたる収入・支出は発生しませんでした。

平成 16 年度 事業計画 (案)

I. 本部

1. 全般概要

今期は、特定非営利活動法人 (NPO 法人) の第 3 期となるが任意団体創立からみると、第 17 期となる。昨年は、わが国のシステム監査やシステム監査人のあり方に大きな変革を問われる年であったが、それは今年も変わらない。従って事業計画としては、今年も日常活動や認定制度を充実し発展させていくことと、システム監査の新たな変革を担うこととなる。

具体的には、今春経済産業省の「システム監査基準」の改定、「システム管理基準」の新設が行われる予定である。これにあわせて昨年当協会に創設した「システム監査基準研究部会」が新基準の活用実践を加えて研究活動を強化していく。

具体的には以下のとおり。

(1) 公認システム監査人の認定制度の充実

認定制度については、更に制度を充実していく。今年も、ユーザの信頼を得られるシステム監査人を創出するという認定制度の趣旨を貫いていくことになる。また国家試験であるシステム監査技術者試験の延長線上 (二階部分) にある本制度は、当然のことながら経済産業省の施策を受けての実現ということに変わりはない。

① 年 2 回春秋の公認申請の募集

昨年度は秋季募集だけの年 1 回であったが、システム監査人補の方々のニーズに応え、技術者試験の年 2 回の合格発表と特別認定講習制度への対応も含めて、次のように年 2 回実施することとする。

○ 3, 4 月募集、5, 6 月認定

○ 8, 9 月募集、10, 11 月認定

② 協会 HP 公表内容に「得意分野」追加 (ユーザへの情報提供)

協会ホームページに「公認システム監査人」、「システム監査人補」として公表している氏名、地域、HP アドレスに、当人の得意分野 (業種、専門分野など) の表示を追加する。公認システム監査人、システム監査人補それぞれに 3 項目以内 (1 項目 15 文字以内) の得意分野の表示ができるようにしてユーザの利便をはかる。できれば次期春季募集の認定にあわせ、既存の登録認定者も同時に公表項目の追加を実施することとする。

③ 継続教育事業

イ 継続教育の運営

継続教育要項 (03.9.10) に基づき運営していく。年度早々実績申告の最終審査を行い、適宜サンプリング調査も実施する。

ロ 協会の事業としての継続教育

今期の公認システム監査人等継続教育セミナーの第 1 回は、既に 1 月 31 日に「電子自治体の今、これから」を東京で実施した。今春以降システム監査基準の改定などのテーマも含めて地方支部所在地でも開催を検討する。

(2) システム監査人推薦制度の創設

システム監査・関連業務を遂行できる人材に関して協会に対して外部から推薦依頼があった場合、および会員から自己推薦の依頼があった場合の推薦制度の創設を、法人部会で検討を続け理事会の承認をえたので今春より実施する。(概要は本日報告する)

(3) システム監査に関する新鮮な情報の提供、研究・研修活動の推進

システム監査の国内・外の動向、情報技術の動向、監査事例等の情報に加えて情報システムの経営に対する影響についても各種の機会に提供できるよう努力する。グローバルな動きに積極的に対応した各種研究会、分科会活動は別掲のとおりである。

(4) システム監査の普及・啓蒙活動、広報活動の充実

NPO 法人の目的や事業として掲げている「システム監査の重要性の啓蒙、システム監査人の地位・技能の向上、システム監査のビジネス化推進」などの広範な活動を前進させる。現在は情報セキュリティに焦点があたっているが、情報システムの効率性、有効性、戦略性などの監査の視点が、信頼性・安全性を前提にして益々重要であることをアピールしていきたい。

また会報、会員用メーリングリストや同報通信、インターネット・ホームページ等による内外広報の充実も図っていく。具体的には別掲のとおりである。

(5) 会員の拡大・NPO 法人の体制強化

以上のような協会活動の充実を進めるために各種会員の拡大に会員各位の協力をお願いしたい。

協会活動の基盤を強化し、かつシステム監査人認定制度の担い手となるために、特定非営利活動法人となったが、体制の強化はこれからである。会員拡大にあわせて、事務局体制の確立も、その一環であり、今期も引き続き推進していく。

2. 教育研修委員会

本年度も前年同様、特別講習認定機関に認定コースを委託して実施する。

- (1) 論文・プレゼンテーションコース（1日コース）
 実施回数予定： 東京5回、大坂2回、仙台1回 計8回
 実施時期予定： 1月～6月 4回、7月～12月 4回
 受講者予定： 30名
- (2) システム監査に関する知識コース（2日コース）
 実施回数予定： 東京5回、大坂5回 計10回
 実施時期予定： 1月～6月 5回、7月～12月 5回
 受講者予定： 50名
- (3) 情報システムに関する知識コース
 実施回数予定： 東京1回、大坂1回 計2回
 実施時期予定： 1月～6月 5回、7月～12月 5回
 受講者予定： 10名
- (4) ロイヤリティ収入予定
 1日コース 30名 計 120,000円
 2日コース 60名 計 480,000円
 合計 600,000円

(5) コース運営管理について

前年度は公認システム監査人応募締め切りにあわせたコース開催スケジュールの管理が不十分であったため、本年度は事前の研修機関と調整の上、開催日時の調整を行う。

3. 会報

- (1) 会報は、今年と同様に年6回を予定。
 タイムリーな特集。理事会議事。月例研究会、研修会の報告。支部の活動報告。会員紹介などの定例テーマに加え、会員投稿や応募論文を増やしていきたい。
- (2) 掲載論文の募集継続と一層の実務に有益な会報を目指す
 （新たに参加していただく編集委員を含め活動を開始する）
- (3) 会報の電子化を検討する
 ・内容を分類して、メルマガ形式によるタイムリーな情報伝達
 ・公認システム監査人むけの新たな交流の機会を見出す
 ・印刷発送経費や利便性を再評価する
 （新たに参加していただく編集委員を含め活動を開始する）

4. 月例研究会

- (1) 月例研究会回数の確保
 平成15年度は、年間8回研究会を開催した。今年度も年間8回の開催を予定している。
- (2) 研究テーマの選定
 研究会のテーマは、常に鮮度のよいテーマの選定に努めたい。また、分野については特定分野に偏らずにバランスよく選定していきたい。
- (3) 研究会申込方法・会場受付方法の再検討
 現在、E-mailまたはFaxにて申し込み頂いているが、参加申し込みがきちんと受理されているかどうかは申込者にはわからない状況にある。ついては、申込を受けたことが明確になるよう参加申込受付方法を再検討したい。
 また、当日の受付がスムーズにいくよう受付方法を再検討したい。

5. 法人部会

- (1) 会員の拡大
 平成15年は4社の新規入会があった。引き続き、法人正会員の増強に向けた活動を行う。
 具体的には次の活動を行う。
 ・システム監査企業台帳登録企業への入会案内の送付
 ・情報セキュリティ監査企業台帳登録企業への入会案内の送付
 ・その他、システム監査に関心をもっている企業への入会案内の送付

(2) 推薦制度の運営開始のサポート

平成 15 年に策定した推薦制度の実運営が開始される（4 月からを予定）。
推薦制度運営委員会によって運営されるが、制度を策定してきた経緯もあり、運営の立上げをサポートする。

4 月までの間に、会報および通常総会において推薦制度の主旨・概要説明を行う。

(3) 情報セキュリティ関連テーマのプレゼン・セミナー用資料の活用推進

平成 15 年に作成した当該資料の有効活用を推進する。

- ・通常総会において参加者に配布する
- ・法人正会員企業による活用を推進する
- ・実際にターゲットとなる自治体を発掘し、セミナーの実施を目指す

(4) 会員同士の情報交換

- ・システム監査のビジネス化
- ・システム監査および情報セキュリティを取り巻く状況

(5) 定例会

月 1 回開催する。

6. システム監査事例研究会

(1) システム監査普及サービス

最低 1 回/年実施を目標に、協会ホームページで監査の受診希望企業・団体を募集。
別途、必要な営業活動を行う。

(2) システム監査実務・実践セミナー

公認システム監査人制度の教育制度の一環として、昨年同様実務セミナー 4 日間コース及びシステム監査実践セミナー 2 日間コースを各々 2 回、合計 4 回開催する。システム監査未経験の会員及び公認システム監査人補にシステム監査実務を経験する機会を提供してゆきたい。

具体的な開催計画は、以下の通り。

- 1 月 31 日—2 月 1 日及び 2 月 14—15 日 第 3 回システム監査実務セミナー 4 日間コース
(於：幕張)
 - 5 月 システム監査実践セミナー（2 日間コース）
 - 9 月 第 4 回システム監査実務セミナー 4 日間コース
 - 11 月 システム監査実践セミナー（2 日間コース）
- 春・秋の 2 日間の実践セミナー 2 日間コースは、東京/関西以外の地区で開催したい。

(3) 情報セキュリティ監査基準をベースにしたセミナーの開発

事例研究会の監査実績をベースに、システム監査の普及/啓蒙を目的に、情報セキュリティ監査基準を活用できる新規セミナーを企画、開発したい。

7. 情報セキュリティ監査研究会

(1) 研究会内容

2004 年度（平成 16 年度）は、これらを元に監査基準の利用ワークシートを作成およびそれを当研究会以外で試行してもらうことを目的に、その教育資料作成を目標とする。

(2) 研究会項目

1. 情報セキュリティ監査基準の実地使用に当たっての研究
2. 情報セキュリティ監査基準を利用したワークシートの作成
3. 同ワークシートを利用した情報セキュリティ監査基準に関する教育資料の検討と作成（継続教育用）

8. ホームページ及びメーリングリスト

(1) ホームページ

- ① ホームページ運用ルールを明確にし、事務局連絡事項、各研究部会、支部情報等の情報をできるだけ多く掲載できるようにし、会員内外に対する情報提供を積極的に行う。（ホームページに運用ルールを掲載）
- ② 公認システム監査人・システム監査人補の公開名簿に、当人の得意分野（業種、専門分野など）の表示を追加し、ユーザーの利便をはかる。得意分野には、3 項目以内（1 項目 15 文字以内）の項目を表示のことする。なお、得意分野の表示は春期募集の認定に合わせ実施し、既存の登録認定者も同時に掲載できるよう準備をすすめる。
- ③ 月例研究会、継続教育セミナー等の申し込みについて、インターネットによる申し込みができるようにし、申込み時のトラブル防止と申込み事務処理の軽減をはかる。

(2) メーリングリスト

- ①メーリングリストの運用については、運用ルールを見直し、円滑な情報交換ができるようにする。(ホームページに運用ルールを掲載)
- ②メーリングリストへのアドレスの登録・変更ルールを明確にし、周知をはかる。
- ③公認システム監査人・システム監査人補専用のメーリングリストを作成し、認定者相互の情報交換ができるようにする。

II. 北海道支部

1. 定例研究会・勉強会実施

研究会は、テーマを決めて隔月で実施する。基本的に支部員が持ち回りで講師を務める。また、本部より送付される月例会のビデオテープを上映する勉強会を隔月で実施する

2. 講演会の実施

年に1度、外部より講師を招いて講演会を実施、広く一般に公開する。他団体との共催により聴衆を増やし知名度を高めるとともに、広く交流を図る

3. システム監査の実践

北海道でのシステム監査普及サービスを試行する。また北海道でのシステム監査ビジネスの普及に向けての調査を行う

4. 広報

支部活動について対外的な広報、および支部員勧誘を行う。

対外的な広報に関しては、協会のホームページの北海道支部のコーナーを充実させる

5. メーリング・リストによる連絡

支部メーリング・リストにより、支部員間の連絡および情報交換を行う

III. 東北支部

1. 定例会

メーリングによる参加を考慮した定例会を2ヶ月に1回程度開催する。

開催場所は仙台市その他、各県での開催を検討しつつ運営する。

(福島、山形でも各1回開催を検討する)

2. 広報活動と会員増強

・システム監査試験合格者、ITコーディネータ、中小企業診断士を対象に会員加入の活動を推進する。

・システム監査人の取得を勧誘する。

3. システム監査普及サービスの実施

会員のシステム監査経験のために、システム監査普及サービス対象企業を募り、事例研究会と共同開催を目指す。

4. 講演会の実施

協会の知名度を高め、且つシステム監査の普及を図るために、東北各県のIT関連機関およびITC東北など他団体との共催を含めた講演会を実施する。

IV. 北信越支部

1. 本年度のめあて

- (1) 以下の定着により昨年度より一歩前進。
- (2) 北信越会員の発表を増やす。
- (3) 研究会ビデオをできるだけ多くの会員に視聴頂く。
- (4) ホームページ(北信越支部)の掲載を充実させる。
- (5) 会報に北信越支部だよりを掲載する。

2. 本年度の検討課題

- (1) 他団体と連携した研修会
- (2) システム監査の普及啓蒙活動
- (3) システム監査実践セミナー検討

3. 年度計画

- (1) 3月 富山県例会 (発表者; 2名)
- (2) 5月 システム監査実践セミナー (未定)
- (3) 6月 他団体との合同研究会 (当支部から発表者; 1名)
- (4) 8月 長野県例会 (発表者; 2名)
- (5) 11月 三支部研究会 京都府 (当支部から発表者; 1名)
- (6) 12月 石川県例会 (発表者; 1名、年度実施報告、来年度計画)

4. 支部役員

支部長 (森広志 (富山))、副支部長 (白井正 (新潟)、梶川明美 (富山))
 会計 (坂井敏行 (富山))、理事 (伊藤祐太郎 (富山)、松原一彦 (石川))
 県部会長 (黒目哲児 (福井)、福田裕一 (石川)、丸田英雄 (富山)、
 風間一人 (新潟)、堀明雄 (長野))
 書記 (尾島純子 (富山)、角屋典一 (福井))、監事 (高瀬清春 (富山))

V. 近畿支部**1. 定例研究会活動**

年間4～5回開催する計画である。

テーマの選定について、会員の意見を反映させる取り組みを行いたい。

2. その他の活動**(1) システム監査実践セミナー**

2003年度と同様、秋にシステム監査実践1泊2日セミナーを開催する計画である。

(2) システム監査基礎セミナー

2003年度と同様、システム監査の普及・啓蒙のためのシステム監査基礎セミナーを開催する計画である。

(3) 公認システム監査人継続教育用セミナー

2003年度に引き続き、開催する計画である。

(4) 三支部合同研究会 (近畿・中部・北信越支部)

近畿支部が担当し、秋に京都方面で開催する計画である。

(5) システム監査実務手順書 各論編

今年度は、協会のホームページを利用した会員等への公表に向けて作業を行う計画である。

3. 支部運営体制

支部の活動を充実させるため、以下の取り組みを行う計画である。

①支部運営のための全体ミーティングを開催

②各プロジェクトのキーマンを募集し、プロジェクトを活性化

③理事の業務分担を再編成

④支部の会計処理、メーリングリスト管理等の事務処理の担当を設置

VI. 中部支部**1. 組織**

支部長 大野 淳一
 副支部長 若原 達朗
 会計 佐野 雅哉、岡田 博基
 業務監査 山崎 拓

以下の各委員会・部会の下に、支部メンバーを配置し活動する。

例会委員会

広報委員会

企画委員会 (ソフトピア講演会企画部会、合宿企画部会)

組織委員会 (地区部会、会員交流部会)

営業部

国際部

研究開発部 (国際取引研究チーム他)

2. 活動方針

今年度も例会を中心にした活動を行う。基本的には、会員が講師となって、プレゼンテーション、情報提供を行う。また、恒例となった合宿、岐阜県ソフトピアジャパンでのセミナーも行う。

今年度も各方面の人材との交流を積極的に展開していくため、これらの活動においては日本システムアナリスト協会中部支部などと合同で行う予定。さらに、他の支部との合同研究会開催や国際交流事業など、中部支部以外の地域や海外とも積極的に交流を図る。

また、これらをバックアップしていくために、営業活動を継続していくとともに、支部内に研究開発部を設置し、活動内容の充実を図る。

3. 活動内容

(1) 例会の開催（統括：例会委員会）

1、3、5、7、9、11月の土曜日 14:00～17:00に開催

11月：合宿（統括：合宿企画部会）

(2) 中部支部活動の公開、HPの作成（統括：広報委員会）

(3) 会員の相互交流を図る。メーリングリストの管理（統括：組織委員会）

(4) 各種イベントの企画（統括：企画委員会）

（現在の予定）

近畿支部 / 中部支部 / 北信越支部合同研究会

マルチメディア & VR メッセぎふ協賛セミナー

（統括：ソフトピア講演会企画部会）

その他外部公開セミナーの企画・運営

(5) 営業活動（統括：営業部）

活動を通じて、SAAJの認知度の向上をはかる。

(6) 国際交流事業（統括：国際部）

(7) 研究開発

研究テーマを設定し、研究開発を行う。

(8) 他情報関連団体との交流

日本システムアナリスト協会中部支部との例会相互乗り入れを図る。

・日本システムアナリスト協会中部支部の例会は2、4、6、8、10月に開催

・当例会についても中部支部はCSA 継続教育時間に組み入れるよう本部に申請していきたい。

4. 国際交流事業（統括：国際部）

(1) 目的

システム監査を通じて、日中の情報処理業界に貢献する。

(2) 方法

中国科学院計算技術研究所と定期的に交流会を行う。

3月に訪中団を北京へ派遣し、日中の情報処理における取引の問題点を探り、解決策としてシステム監査を提案する。当事業では、研究開発部と連携する。

(3) 背景

日本と中国との間でソフトウェアの取引が活発化している。その中で、適切な管理が行われないうことにより、ソフトウェア開発や取引について不整合が発生する場合がある。中国にはシステム監査試験・資格がなく、これに対して適切な対応が取れることを客観的説明できる有資格者がいない。

中国科学院は日本の文部科学省直下の庁に相当する政府機関である。この直轄の研究所の一つが計算技術研究所である。中国の情報処理関係の学会は一つだけであり、その学会は当該研究所の傘下であり、6万人の学会員がいる。中国でシステム監査を研究する場合はこの学会が担当となる。また、当該研究所の傘下に、各地の大学やIT関連の拠点がある。

中国はIT関連では、アメリカ、ブラジル、インド、他に一箇所の4ヶ国と提携をしている。新たに日本とも協調関係を結びたいという希望があり、昨年10月に調査団が訪日した。その時に、中国とのシステム監査を通じての交流の提案が研究所側からあり、岐阜県大垣市にある当該研究所の出先機関と交流のあるSAAJ中部支部が、その提案をお受けした。研究所としては、中国にもシステム監査を取り入れることが、活発化しているソフトウェア取引が適正に行われることになり、これが日中双方の利益につながると見ている。

(4) 見通し

中国科学院計算技術研究所との交流を契機に、中国におけるシステム監査の仕組みづくりやシステム監査資格制度の創設についての協力が可能となる。中国のシステム監査資格が創設されれば、本事業の最終段階として、日本の公認システム監査人制度との相互認証を目指す。

(5) 課題

資格の相互認証等について日本政府機関等との連携が必要なため、協会本部の主催とすべきとの意見があり検討課題とする。

VII. 中国支部

1. 月例研究会の実施

引き続き月例会を開催し、システム監査関係の研究、意見交換を図り、活性化を図るとともに、会員相互の交流・親睦を図る。また、昨年できた中国経済産業局、ITコーディネータのパイプを太くし、交流・意見交換を図る。

広島地区以外での研究会を模索する。

2. メーリングリストの活用

メーリングリストを活用して、支部会員へ月例会の案内、現状報告等を適時行い、支部活動の充実、活性化を行う。

VIII. 九州支部

1. 役員

支部長	福田 啓二
副支部長	諸藤 雅之
会計	松嶋 敦、木下 一朗
会場	木下 一朗、鶴岡 通
書記	中溝 統明、鶴岡 通
H P	居倉 圭司、
監査	舩津 宏、平山 克己
顧問	守田 昭彦、行武 郁博

2. 活動計画

(1) 月例会の開催

年間主テーマは「新システム監査基準検討」

(2) メーリングリストによる情報・意見交換の一層の活発化

(3) システム監査普及サービスの実施

(4) 関連他団体との連携、情報発信の活発化

平成16年度 予算(案)

1. 平成16年度 特定非営利活動に係る事業会計 事業予算科目案

平成16年1月1日から平成16年12月31日まで
 特定非営利活動法人日本システム監査人協会
 (単位: 円)

科 目			備 考
I 収入の部		(細目)	
1 入会金・会費収入	8,400,000		
入会金収入		200,000	平成15年実績128人(別に法人5)
会費収入		8,200,000	個人939人、27法人
2 事業収入	12,710,000		
普及・啓蒙、広報事業		10,000	広告、資料代、ビデオ貸し出し、著作料
研究・研修事業		10,300,000	月例研、セミナー、継続教育、特認
システム監査人の認定事業		2,400,000	認定料、登録料
3 寄付金収入	0		今年度は特に予定せず
4 収益事業からの繰り入れ	0		今回はゼロ
5 その他収入	401,000		
支部収入(会場費等)		400,000	支部運営費のうち会場費実費等
雑収入		1,000	
当期収入合計(A)	21,511,000		
II 支出の部			
1 事業費	15,500,000		
普及・啓蒙、広報事業費		3,500,000	会報、ホームページ、広告宣伝、パンフ、
研究・研修事業費		9,500,000	月例研、技法研、セキュ研、法人、 セミナー、講師料、図書費
システム監査人の認定事業費		2,500,000	会場費、広報費、認定員手当て、認定票作成費
2 管理費	7,410,000		
什器備品費		200,000	
光熱水費		0	
通信費		250,000	
交通費		300,000	
消耗品費		200,000	
事務所運営費		1,260,000	事務所賃貸料
会計業務委託費		500,000	
会議費		600,000	総会費、他
支部運営費		1,500,000	
(支部助成金:支部現預金として)		1,100,000	支部現預金として本部より中間勘定
事務局手当て		2,400,000	
雑費		200,000	
3 予備費	100,000		
当期支出合計(B)	23,010,000		
当期支出差額(A)-(B)	-1,499,000		
前期繰越収支差額(C)	21,386,321		未収入金含む。
当期繰越収支差額 (A)-(B)+(C)	19,887,321		

平成 16 年度 収益事業会計 収支予算

平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日まで
 特定非営利活動法人日本システム監査人協会
 (単位：円)

科目	金額		備考
I 収入の部			
1 セミナー・出版事業			
情報処理技術者試験受験指導	0	0	
当期収入合計 (A)			0
II 支出の部			
1 セミナー・出版事業			
情報処理技術者試験受験指導	0	0	
2 特定非営利活動に係る事業への振替		0	
当期支出合計 (B)			0
当期支出差額 (A)－(B)			0
前期繰越収支差額 (C)			0
当期繰越収支差額 (A)－(B)＋(C)			0

本年度は当該収益事業を計画しておりません

平成16年度 役員選任
第4期 役員候補者名簿

支部/地域	協会役員	氏名	勤務先名	
関東	理事	小野 修一	(有) ビジネス情報コンサルティング	
関東	理事	富山 伸夫	富山システム監査事務所	
関東	理事	一村 義夫	(株) 日立情報システムズ	
関東	理事	岩崎 昭一	データリンクス (株)	
関東	理事	吉田 裕孝	三井物産 (株)	
関東	理事	橘和 尚道	システム監査コンサルタント	
関東	理事	宮川 公男	(財) 統計研究会、麗澤大学	
関東	理事	金子 長男	(財) 公営事業電子計算センター	
関東	理事	原 純江	日本ビジネスコンピュータ (株)	新任
関東	理事	佐竹 博利	(株) 日本システムディベロップメント	
関東	理事	佐藤 美秋	あずさ監査法人	新任
関東	理事	桜井 由美子	公認システム監査人	
関東	理事	山口 忠男	監査法人トーマツ	
関東	理事	山口 芳彌	(有) 山口システム監査	
関東	理事	指田 朝久	東京海上リスクコンサルティング	
関東	理事	松枝 憲司	(株) ビジネスソリューション	
関東	理事	沼野 伸生	(株) 富士総合研究所	
関東	理事	大石 正人	日本銀行本店	新任
関東	理事	竹下 和孝	んじやろ監査事務所	
関東	理事	仲 厚吉	セコムトラストネット (株)	新任
関東	理事	馬場 孝悦	日本ユニシス (株)	
関東	理事	片岡 学	日本生命保険相互会社	新任
関東	理事	芳仲 宏	(株) CRC ソリューションズ	
関東	理事	本田 実	三井情報開発 (株)	
関東	理事	木村 裕一	(財) 日本情報処理開発協会	
関東	理事	力 利則	日本電気 (株)	
関東	理事	鈴木 信夫	(有) エイビーシー	
関東	理事	鈴木 実	鈴木アイティーシー	
関東	理事	蓮見 節夫	(財) 日本情報処理開発協会	
関東	理事	和貝 享介	監査法人トーマツ	
近畿	理事	石島 隆	大阪成蹊大学	
近畿	理事	喜多 陽太郎	ネットワーク KOBE	
近畿	理事	浦上 豊蔵	三洋電機 (株)	新任
九州	理事	福田 啓二	(株) アンビックス	
中国	理事	高田 裕史	中央青山監査法人	新任
中部	理事	若原 達朗	東邦ガス (株)	新任
中部	理事	大野 淳一	共立コンピュータサービス (株)	
東北	理事	高橋 典子	(株) 富士通東北システムエンジニアリング	
北海道	理事	渡部 洋子	クロススペース	
北信越	理事	森 広志	北陸電力 (株)	新任
関東	監事	三谷 慶一郎	(株) NTT データ経営研究所	
近畿	監事	藤野 正純	公認会計士藤野正純事務所	

理事就任挨拶

理事に就任して

No.654 片岡 学

このたび、理事に就任しました片岡です。当協会の元副会長安本さんから、業務引継ぎを受け、金融機関のシステム監査人として、今年で12年目を迎えました。3年前に上京してきましたが、東京ではシステム監査関連の研究会等に参加するたびに、システム監査に関係する人の多さ・裾野の広さに感銘している次第です。とはいえ、システム監査の普及率（実施状況等）は、10年前と比較して必ずしも画期的な進展があったとはいえ、このことは、金融機関等も同様です。金融機関を始め、ここ2～3年、システムの信頼性を揺るがすトラブルが多発しています。このような状況にある今だからこそ、システム監査の真価が問われている時代なのではないかと思えます。

今年「システム監査基準」の改訂が予定されています。システム監査人としては、改訂された基準の主旨等を十分に踏まえた「愚直」なまでの「地道」な監査活動を、今後とも目指していきたいと考えています。また、当協会の理事として、システム監査の発展と更なる普及のため、微力ではありますが、少しでもお役に立てよう頑張っていきたいと思えます。引き続き皆様方のご指導・ご鞭撻をよろしくお願ひ致します。

理事就任にあたって

No.557 仲 厚吉

私は、入会后、まず、事例研究会に所属して、遊戯機械メーカーのシステム監査普及サービスで、システム監査の実地体験ができました。その後、Y2K対応のため、名古屋へ赴任した3年間は、中部支部に所属し、実行力のある皆様に沢山のエネルギーを頂いて、赴任中に、ソフトウェア開発企業の製品品質向上のためのシステム監査を行いました。

中部支部の方々には、中国との国際交流事業や、「マルチメディア&VRメッセージふ」協賛セミナー開催に、エールを贈りたいと思えます。

東京に戻ってからは、技法研究会に所属し、皆様とISO関連技法として、スマートカードを対象に英文を読み合わせて、技法を修得しました。

今までは、勉強をさせて頂く立場にありましたが、今年から理事に就任することになり、微力ながら、システム監査普及につとめていきたいと思えます。新たに、システム監査基準が、制定されますので、システム監査基準研究会に所属して活動致します。

新基準が、JIS標準になるように希望しています。

そのほか、会報、研究会活動に、従事しますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。



理事就任にあたって

No.808 若原 達朗

みなさま、はじめまして。中部支部の若原達朗と申します。本年より中部支部の副支部長を務めさせていただくことになりました。

私は平成10年に入会し、以来6年間中部支部の先輩方にいろいろとご指導を受けながら活動して参りました。その間にもNPO法人化や北信越支部の設立等、様々な出来事があり、それらを成功させ、年々活動を活発化させてきたのも歴代の理事・支部役員、および会員の皆様のご努力によるものです。これを受け継ぎ、さらに発展させていけるよう、微力ではありますが、貢献していきたいと思えます。皆様のご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願ひいたします。

中部支部では、先日総会でお話させていただいた中国との国際交流事業をはじめ、恒例となりましたソフトピアジャパン（岐阜県大垣市）での「マルチメディア&VRメッセージふ」協賛セミナーの開催や合宿等を予定しております。中部支部以外の方も歓迎いたしますので、ぜひご参加ください。

理事就任にあたり

No.436 大石 正人

日本銀行に勤務しています。現在は日本橋三越並びの本店内、考査（こうさ）局で、取引先である大手金融機関を中心にシステムリスク管理の担当をしています。

協会員としては長くなりましたが、この間、地方勤務などもあり、システム監査とは縁遠い仕事もこなしてきました。このところ月例研究会でお話をさせて頂いたり、協会との距離が急速に縮まった気が致します。

SAAJもNPO法人化や公認システム監査人制度の発足を機に、このところ会員数も増えて、従来のようなボランティアな対応ではなかなか会員の多様なニーズや情勢変化に対応していくのは容易ではありません。折りしも、システム監査基準や管理基準の改定など、大きな節目に差し掛かっていると身が引き締まる思いです。若輩かつ微力ではございますが、諸先輩や会員各位ともできるだけフランクに接触させていただきながら、協会の発展に貢献できればと考え

ています。どうかご意見とともにさまざまな形での活動への参加を心よりお願いする次第でございます。

理事就任の抱負

No.848 森 広志

昨年、北信越支部を会員の皆様と共に設立した関係で理事に就任することになりました。

まだ経験の浅い私（平成9年度システム監査試験合格）ですが、先ず隗より始めて次の発展に繋げてゆけばと思っています。

協会に入会した頃は、皆様の素晴らしい活躍ぶりに感嘆しきりで（今もそうですが）、自分が理事になるなど思ってもみませんでした。

現在の北信越支部は、会員数も少なく基盤もまだ強くないので、各県を巡回し例会を実施しております。その際に、県部会長さんに大変お世話を頂いております。又、その土地の名勝や美味に出会えるのも魅力の一つです。

北信越地域は、大都市圏からはやや離れていますが、場所的には環日本海地域のほぼ中心に位置しています。将来は少し時間が掛かるかもしれませんが、環日本海地域各国でも種々の分野でNPO活動が行われていると思いますし、国内でもシステム監査が普通に実施される時代がくると思います。支部として末永く活動でき、将来は環日本海地域に於いても役割を果たせるよう成長してゆければと思います。

先ずは、富山で開催されるシステム監査実践セミナーで皆様をお待ちしております。今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

理事就任にあたって

No.1114 高田 裕史

中国支部の高田裕史と申します。今回立候補により中国支部長を務めさせていただくことになりました。

中国地方のシステム監査の現状として、私を知る限りシステム監査は停滞気味です。しかし、システム監査の重要性は年々高まっていると考えています。重要性はあっても、必要性があるかどうかを決めるのはユーザです。またシステム監査を色々な見地から、色々な人が検討する必要があると考えています。

私はこの2年間で、中国地方において、システム監査を提供する専門家、企業、ベンダーその他様々な人達と「システム監査」について話し合いを持ちたり、交流することにより、システム監査の認知度を上げること、システム監査を普及させることを第一目標に上げています。

しかし、このような大きな目的を達成するためには歴代の中国支部長や中国支部の皆様はもちろんのこと、全国のシステム監査人協会の皆様と一緒に協力しないと難しいと考えます。どうかご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

第2回 SAAJ 公認システム監査人等 継続教育用セミナー概要

No.192 木村陽一

開催 2004年1月31日(土曜日)13:30から

場所 機械振興会館

講義 公認システム監査人継続教育

基調テーマ「電子自治体、今、これから」と題して、システム監査と言うことでなく、先進的な自治体にて何が行われているかを先進的な自治体現場から報告すると言うことで行われた。

まず、三鷹市情報推進室 新藤 豊氏から、「情報都市みたかをめざして～情報化への取組みと課題～」というテーマで講演が行われた。

「情報都市みたかをめざして」

(<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>)

1. はじめに

三鷹市は、日本工業新聞が主催する電子自治体大賞で、2003年度第2回市・区部門優秀賞を受賞しておられる。受賞理由からは、「市民との協働をベースにIT活用のまちづくり」というテーマで、自治体経営の視点からの将来像を「効率的で開かれた自治体」とし、基本計画で「いのち・しごと・くらしが輝く、IT活用プロジェクト」を最重点プロジェクトとして実行されている事がわかる。また、「日経パソコン」が実施した「e都市ランキング2003」でも全国2640市町村の中で第一位を獲得している。

2. 三鷹市の概要

三鷹市は新宿からJRで15分ほどのところに位置し、人口16.9万人と言う紹介が東京の地図をもとに説明があった。その中で、玉川上水、井の頭公園は三鷹市に属していることが、あまり理解されていないと言うことと、下水道100%普及や、構想公園住宅の建設が早くから成されており、日経「行政サービス調査」では「改革度」1位、「サービス度」2位で、総合評価は3回連続1位を受けていることの紹介があった。

また、最近では、三鷹の森ジブリ美術館がオープンしていて、大変人気がある事が紹介された。

3. 三鷹市の情報化のあゆみ

行政自体の情報化だけではなく、地域情報化、e-japan計画の一環で様々な実験事業が行われている。

行政自体の情報化では、総合窓口の設置(99年)や庁内LAN・グループウェアの構築(00年から)などによるワンストップサービス化や組織改革を実施されている。

また、地域情報化では、行政と市民を結ぶネット以外に、市民自体が情報を発信できる子育てネット事業・高齢者社会活動マッチング事業などが立ちあがってきている。

実験事業では、電子自治体パイロット事業、IPv6等の実験事業を推進されている。

4. 実験事業

IPv6実証実験では、学校と生徒が、生徒同士などの双方向での実験が行われていたとのことである。

電子自治体推進パイロット事業とは、総務省によって行われた電子申請・届け出、施設利用などの汎用受付システム（地方自治情報センタLASDECが管理）を、複数自治体で共同利用すると言う実証実験であり、浦安、横須賀など8自治体で行われたものである。

コンセプトは、「市民の利便性向上」「町内事務の効率化」「市町村共同利用への発展」である。三鷹市では、この実証実験では、①住民票の写し請求 ②印鑑登録証明書交付申請 ③住民基本台帳閲覧申込み ④粗大ゴミ収集申込み

⑤水道使用開始申込み・中止届け ⑥指定自転車等駐車場利用登録申請 ⑦市民保養所利用申込みであり、特に⑥⑦では、公金の電子収納実験も行っている。これは、マルチペイメントネットワーク(MPN)の仕組みを使って行われている。MPNとは、金融機関と収納機関をネットワークで結び、ATM、電話、パソコンなどから振り込みが出来る仕組みである。これは、「日本マルチペイメントネットワーク推進協議会」による「Pay-easy」であろう。利用者は、インターネットバンキングへの登録が必要となる。本来ならば、その支払い代行の手数料の問題が発生するが、実験と言うことで、無料で実施されたとのこと。

実験は、2003年1月から3月まで実施され、モニタは219名の参加で、201件の申請が行われた。また、MPN利用は20件で約24万円の処理が行われた。このことで、申請・届け出などが電子的に出来ることの確認、市民の利便性向上に期待できることの確認、公金の的確な処理などが確認できたとのことである。

一方、課題としては、庁舎内事務との連携、取り扱う業務の選択（本人確認を必要とするものなど）と、ユーザビリティということでは、役所言葉の問題がある。すなわち、「住民票」が、役所では「住民票の写し」となり、画面上で理解を難しくしていることもあげられていた。

5. 市民参加の情報発信

地域の情報化と言うことでは、シニアによる、シニアのための活動プラットフォームとして、シニアワーカー(SOHO事業者)の集まり「シニアSOHO普及サロン・三鷹」では会員約200名で作り、平成12年12月にはNPOとして設立している。

企業活動中に得た知識・ノウハウを地域に生かそうと言うことで、現在、200名ほどが活動されており、生き甲斐と収入の両立を画っているとのことである。PC講座等では年齢差などが無く抵抗無く講座が受けられるなどの評価があるとのことであった。

また、CATV局のチャンネルを市民に開放して、市民の手で番組制作を行い、市民メディアを

「市民による市民のためのテレビ局「むさしのみたか市民テレビ局」を目指している。一方、子育てについての情報交換の場として「みたか子育てねっと」を立ち上げ、スタッフを募集したら子育て等で退職したWebデザイナーや編集者が集まり、子育てポータルサイトとして立ち上がり、その組織自体も一年を待たずにNPO法人化したとのことである。

これらの事例を通じて、地域に根ざして「そこそこ働きそこそこ稼ぐ」場として、ポータルサイトの運営並びにそれらのNPO活動が新たな町内会的な役割をはたしているとの報告があった。

6. さいごに

地域の情報化を通じて、「電子自治体」の効率性と利便性については効果があるとの確認が出来た。今後、ITを活用して、情報を与えるだけでなく、市民と共有して、それでコミュニケーションをとると言う「ICT」で、「市民」とともに作る「まち」を目指すことが語られた。

続いて、新潟県柏崎市総合企画部情報戦略室室長、植木幸雄氏によるアウトソーシングする立場からの「情報化関連業務のアウトソーシング」、アウトソーシング先の柏崎市情報化関連業務受託共同企業体(株)柏崎情報開発センタ(KASIX)渡辺 靖氏からはアウトソーサとして「柏崎市役所情報化業務のアウトソーシング」についての講演があった。

情報化関連業務のアウトソーシング

(<http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp>)

1 はじめに

まず、上記の柏崎市のホームページを見て頂くと、マイページの設定や、ホームページについてというガイドラインなどがあり、非常にわかりやすいサイトとなっている。これは日経BP社「自治体サイト・ユーザビリティ調査2003」で第一位となっている。

2 柏崎市の概要

「拉致と原発」で有名となっておりますがという紹介の元に、地政学的な紹介があり、今回紹介するアウトソーシングについては、市長の判断によるところが大であるとの言明があった。

3 アウトソーシングに至る過程

アウトソーシング前までは、トラブル発生時の連携がとれないこと、今後の専門的になる情報技術については職員では対応が難しくなっていくこと、住民サービスとしての24時間365日体制がとれないなどの問題点があった。

これらを解決するために、情報関連業務のアウトソーシングを決めたとのことである。すなわち、すべての情報関連システム資産をアウトソーシング先へ移譲し、印刷・ブッキングなどの事務作業、コールセンタでの対応窓口の一本化、24時間365日体制を目指した。そのためにアウトソーシング先として、地場の企業3社で「柏崎市情報化関連業務受託共同企業体(KSUコンソーシアム)」を設立して、そこをアウト

ソーシング先として選定したとのことである。アウトソーシング費用としては03'07年度の5年間で約25億円と言うことで実施しているとのことであった。一つには地域活性化という理由もあるとのことであった。

4 アウトソーシングの効果とサービスレベルの確保

高度な専門家を活用することで、自前の人材育成の軽減、導入から運用までの一括運用での経費削減、設備投資の抑制、雇用の創出、事務作業の軽減、24時間365日(ノンストップサービス)体制の確立が出来た。

一方、サービスレベルの確保と言うことで、運用サービス業務の品質を確保するために、提供されるべきサービスの基準を定めた「サービスレベル協定(SLA)」を締結した。

これは、基幹系業務では41項目、イントラ系業務30項目を設定しており、これの未達の場合はペナルティを課すようになっている。これらは岐阜県等での事例を参照して、障害については高・中・低で評価するような仕組みを作っているとのことであった。(後での質問時に、逆にSLAを達成した場合の報奨は無いのかという質問があった。これについては今の時点では検討していないとの回答であった。)

5 運用体制とセキュリティ

また両者の運用体制としては、月一回開催する連絡協議会を設置し、進捗の報告、問題点の協議解決などを行い、実務者は原則月一回実務者会議を行い、問題点の協議や情報の共有を行っているとのことであった。

セキュリティに関しては、ファシリティ要件を明確にし(電源設備、入退出管理など)その達成と、守秘義務契約、KSUでの「セキュリティ基本方針」を明確にさせたとのことであった。

柏崎市役所情報化業務のアウトソーシング

次にアウトソーサーという立場から、柏崎市情報関連業務受託共同企業体事務局 渡辺靖さんから講演があった。

1. KASIX の紹介

KASIX 株式会社柏崎情報開発センターは、第3セクタとして1987年に「民活法」情報化基盤施設認定を受け、会社が設立された。

今回のアウトソーシングはKASIXと地域の情報産業((株)創風システム、(株)ユニテック)と、平成14年に柏崎市情報化関連業務受託共同企業体(KSUコンソーシアム)を結成してアウトソーシングを実現している。コンソーシアムは、柏崎市の情報化関連業務全般、及び地域、業種、業態を問わず情報化にかかる業務の請負を共同連帯して営むことを目的としている。

2. アウトソーシングとは

業務委託と異なり、具体化検討及び検討結果の実施について受託者が管理責任を持って遂行

することであり、実務作業の結果に対する責任はアウトソーサーにあり、委託者の望む結果を実現するための方法/手順なども、アウトソーサーが責任を持って検討判断するものであるとのことであった。

3. 市役所情報業務のアウトソーシング

行政事務の効率化、住民サービスの向上、開かれた行政(情報公開)、電子自治体の実現などが目的であると理解している。

特に、電子自治体の実現のためには、24時間365日の運用体制、最新のIT技術対応、職員用のヘルプデスク、住民用のコールセンターを運営することが必要である。また、セキュリティの確保も重要な課題である。これを実現するためにもアウトソーシングする必要があったと考えているとのことである。

4. 設備移設などの具体的な移行

平成13年から準備を開始し、平成13年9月にアウトソーシング移行契約、同年12月にデータセンタ竣工、平成15年1月10-13日に約30台のサーバを移設して、同年同月14日からサービスを開始した。アウトソーシング契約は平成15年4月に締結した。

データセンタはISMS認証対応ということで、高信頼電源設備(幹線2系統他)、ネットワーク2重化、指紋認証による入退出、ビデオカメラ監視などを備えたものである。

また、サーバ等の輸送に関しては、低温下での移動と言うことで、車両の手配や、移動後のエージングなどを通じての対策が必要としたとの話があった。

5. 今後の取組

柏崎地域行政イントラネットの構築(光ファイバーでの)を目指しており、約118カ所をイントラネットで結んでいる。今後この基盤で情報の公開、教育の情報化などを通じて地域活性化を、また、unixからwindowsなどへのOS統一を行うことで、地域内での技術力の向上と地域内での内製化で地域振興をはかる。

行政上の課題としては、市町村合併対応や、電源地域情報化推進モデル事業を通じて住基カードと住民サービス向上が課題としてあるとのことであった。

(感想)

これらの講演を通じて、今の行政で何が行われつつあるのか、また、そのことで地域の活性化が如何になされつつあるかを感じる事が出来た。今回は監査という視点を離れてではあったが、行政という現場で何が行われつつあるのかを知るよい機会となった。情報が、安全に正確にかつ正当な人に使われることで、新しい関係が生まれてくる。この新たな関係から、新しい社会が生まれてくると思われる。監査は、その基盤としての役割を今後ますます必要として行くことを痛感した。

第 102 回月例研究会報告

No.562 森本 哲也

日 時：平成 16 年 1 月 15 日（木）18：30～20：20

場 所：中央大学駿河台記念館 610 号室

講 師：(株)損害保険ジャパン 事務・IT 企画部 リスク管理グループリーダー 飯田 憲 氏

演 題：損保ジャパンにおける情報セキュリティ監査の取組み

参加者：76 人（理事 11 人を含む）

情報セキュリティ監査制度施行後の初事例となる外部監査を受けられた（株）損害保険ジャパンの事務・IT 企画部 リスク管理グループリーダー飯田氏に監査受診の概要を講演いただいた。

（株）損害保険ジャパンは、旧安田火災、旧日産火災、旧大成火災、旧第一ライフ損保が経営統合し、平成 14 年 7 月に誕生した損害保険会社である。また、事務・IT 企画部は、今回の外部監査の事務局を担当された。

I. 情報セキュリティ監査導入の背景

1. 損害保険と個人情報

- 1) 当社は、1,400 万人の顧客分と多数の個人情報を保有している。
- 2) 個人情報保護法の成立は、管理の焦点を個人情報の中の機密部分、取扱い注意部分だけの管理の是非から、個人を識別する情報自体の管理へ移したとの認識がある。

2. 情報セキュリティを巡る問題意識

- 1) 損保では、紙ベースの上記情報は従来から扱ってきた。従来と違うのは、IT 時代に入り、大量の個人情報が電磁データ化されている点である。
- 2) 扱いを誤って、個人情報が外部に流出した場合、企業が負担する損害は軽く数億円に達してしまう可能性がある。
- 3) ミスによる漏洩は限りなくゼロにする。故意による漏洩は完全に防ぐことは困難であるが、機会を減少させることは可能である。
- 4) 自社の仕組みはどうか。第三者の眼で客観的にチェックする手だてはないか。それも押しつけられてからではなく自発的に、と考えていた。

3. 当社の監査（検査）体制

- 1) 当社の監査（検査）は、コンプライアンス検査、内部監査、外部監査より成る。
- 2) コンプライアンス検査では、業務管理室が営業店の法令遵守状況をチェックする。
- 3) 内部監査では、業務監査部が本社各部門と保険金支払い部門の業務実施状況を検証する。
- 4) 外部監査では、公認会計士による会計監査の関連で、財務諸表作成システムの数字の連続性等を検証する。

4. 当社におけるシステムの外部監査

- 1) 基本的に毎年度 1 回、システムの外部監査を受けている。
- 2) 平成 15 年度の監査テーマ選定に当たっては、個人情報保護法成立の動向を見て、情報セキュリティを大きなテーマとした。

II. 情報セキュリティ監査の実際

1. 監査分野の設定

- 1) 情報セキュリティ監査制度では、対象組織の監査分野の設定は任意としている。
- 2) 一方、ISMS では管理基準は情報セキュリティと同じだが、監査分野を選択することは不可で、全分野（131 の管理策に区分）に亘って審査を受けねばならない。
- 3) 当社では、次の 4 点を「監査分野」と設定した。

- ① 情報セキュリティ管理の組織体制
- ② 業務継続に関する緊急時対応体制
- ③ 個人情報保護法に対する準備状況
- ④ 外部委託業務のセキュリティ管理状況

2. 情報セキュリティ管理基準（例）

- 1) 外部委託に関して、前述の両制度を見ると以下になる。結論として、両者は項番の振り方が異なるだけで、殆ど同じである。
- 2) 情報セキュリティ管理基準において、2.3.1 のような 3 桁部をコントロールと称し、2.3.1.1 のような 4 桁部をサブコントロールと称す。
- 3) 情報セキュリティ管理基準と情報セキュリティ監査基準との違いは、前者が監査人が監査を行う際の判断尺度であるのに対し、後者は監査人の行為規範であるという相違。

3. 適用する管理基準の選定

監査分野に応じて、適用する管理基準の項目（コントロール、サブコントロール、および情報セキュリティ管理基準以外の基準等）を選定するステップであるが、監査人がドラフトを作り、当社でそれをレビューする方法を採った。実施例を見ると以下である。

- 1.1 セキュリティ基本方針には、コントロールのみ使用
 - 2.1 情報セキュリティ基盤には、サブコントロールを含めて使用
 - 2.2 第三者によるアクセスのセキュリティには、サブコントロールを含めて使用
 - 2.3 外部委託には、コントロール、サブコントロールの他、(財)金融情報システムセンター(FISC)「金融機関等コンピュータシステムの安全基準」のいくつかの基準を追加
- 上記の基準を元に、具体的に何をチェックするかが、外部監査人のノウハウである。

4. 監査スケジュール

- 1) 契約締結と報道機関へのニュースリリースを平成15年6月2日
- 2) 事前準備(計画フェーズ)が6月6日～6月24日 監査方法を①資料閲覧、と②インタビューと決めた。
- 3) 監査キックオフを7月1日
- 4) 被監査部門のヒヤリングを7月1日～7月17日 27回の計画されたヒヤリングと4回の追加ヒヤリングと、合計31回のヒヤリングを行った。
- 5) まとめ(報告フェーズ)を7月31日～10月9日 監査報告会は10月9日に行った。報告会は当初9月上旬であったが、1ヶ月延びた。

5. 閲覧資料の選定

適用する管理基準の項目毎に、監査人が事前閲覧すべき資料を選定するステップである。以下の順で行った。

- 1) 監査人から必要資料の一覧表を提出してもらう。
- 2) 監査人と当社で打合わせをし、最も相応しい資料に特定する。最終的に提出した資料は14種であった。この中には、インタビュー後に追加提出したものもある。

6. インタビュー内容・スケジュールの決定

- 1) 監査人がインタビュー対象部門とインタビュー内容を作成するが、以下の観点から事務局とすり合わせる。
 - ①対象部門は適正か。監査人は、前もって渡してある組織図等の部署の名称から判断して、ドラフトを作成するが、誤解を招いているケースが多い。これを調整して最適なインタビュー対象部門とする。
 - ②インタビュー内容は確か。監査人は外部の人なので、社内の人と意志の疎通を欠くことがある。事務局が監査人の質問内容を社内の人に分かるよう翻訳する。
 - ③インタビューを受ける部門の回答者を決める。決定には事務局の人脈をフル活用。
 - ④インタビューの内容確認、回答者の決定、それを踏まえてのスケジュール調整は非常に手間がかかる。最大の課題は会議室の確保であった。

Ⅲ. 情報セキュリティ監査の総括

1. 事務局の役割

- 1) 情報セキュリティ監査における事務局は、社内に強制権限を持たないので、資料の提出、役員との面談等を協力依頼するのみ。幸い拒まれることはなかった。
- 2) 社内的なやりとりを全て取り仕切る。
- 3) 監査報告書のドラフトが提出された後でヒヤリング先と事実確認をするが、この作業に時間がかかった。このことが、監査報告が遅れた理由である。今後は、工程管理の対象とすべき。

2. 監査に対する社内の受け止め方

どこかに漏れがあるはずだ。だから外部の目で見てもう一度の基本的考え方で始めた。その考えはかなり理解されたが、問題意識の程度により監査に対する温度差が生じている。事実、監査→不備(要改善)事項の指摘→個人的不名誉という感覚は根強い。

3. 他の監査との相違点

他の監査、社内監査および公認会計士監査と比較すると、情報セキュリティ監査は以下の相違点がある。講師の個人的解釈は、外部監査人に委託した自主チェックであり、実施に当たっては監査と云う言葉を使わないようにしたとのことである。

	社内監査	公認会計士監査	情報セキュリティ監査 (今回のもの)
監査の種類	内部監査	外部監査	外部監査
担当部署	業務監査部	経理部	事務・IT企画部
監査のタイプ	助言型	保証型	助言型
法令の根拠	なし	商法・証取法	なし
社内強制権限	あり	あり	なし
監査の周期	原則毎年	決算期(四半期)	任意

4. 情報セキュリティ監査の効用

- 1) 要改善項目の客観性
- 2) 関連部門の連携強化
 - ①個人情報保護対応の関連各部と、今後の対応がスムーズに行くようになった。
 - ②事務・IT企画部内で旧の2組織が協業したことにより、内部の連携が上手く行くようになった。

5. おわりに

- 1) 現場の重要性
情報セキュリティを守るのは、情報資産を扱う現場の動きである。現場で自律的に情報セキュリティを推進する仕掛けが必要である。例としてポスター掲示による啓蒙活動。
- 2) 何のために個人情報を守るのか？
従来、漏れたら企業の信用を失墜するから、今後はそれにプラスして、「企業防衛のため」という視点が必要である。もし事態が発生すれば、億単位の金がかかることを認識する。

<質疑応答>

- Q1: 被監査部門から感謝されたことはあるか。
A1: お礼を言われたことはない。ただ、事務局として、各部門との今後取り組むべき課題が明らかになったことは、受診部門にとっても受診のメリットであると認識。
- Q2: 従来から個人情報の取り扱いの重要性は云われてきた。今回個人情報保護法が制定されて何が変わったのか。
A2: 従来は、情報自体が機密であるとか、プライバシーであると認識されていたが、同法制定後は、個人情報の扱い方如何によりプライバシー侵害法令違反となることを明確に意識。
- Q3: マネジメントシステムに係わる点、特に経営者に関することは何か。
A3: 個人情報の扱いに、経営者のコミットメントがいかに反映されているかがチェックされる。
- Q4: 個人情報と云う中で、法人と自然人との扱いを分けているか。
A4: 個人情報保護法では自然人を意識しているが当社では分けていない。顧客情報として同じ扱い。
- Q5: 受診に対する満足度は。
A5: 満足している。受診に当たり、当社の管理は万全ではない、管理レベルを知りたいから受けるとの認識があった。指摘された事項は予想されたものであったが、外部の意見として客観性のあつたものとなり、社内への説得力が向上した。
- Q6: 改善提案は納得できるものであったか。
A6: 改善の方向性は示されたが、具体的な改善提案までは受けていない。受けたのは指摘事項のみ。各論で改善を考えるのは自分たちの役割と認識。
- Q7: 監査人がこうしてくれていれば、もっとやり易かったと云う点はないか。
A7: やりにくかったことはなかった。外部の監査人の限界は初めから覚悟していた。
- Q8: 監査人を選択した基準は。
A8: 従来から知っているところで、信頼できるところ。結果として会計監査法人とは別法人となった。
- Q9: 業務継続に関する緊急時対応体制を選んだ理由。
A9: 情報セキュリティ監査基準に含まれている。また緊急時にどうやって情報資産を守るかをチェックするため。
- Q10: 個人情報保護法の細則がない状況下で監査を受けたとのことであるが、細則の予測をどのように行ったのか。
A10: 特に深い読みはない。個人情報の扱いにおいて準備する点を考えると以下になる。即ち、開示、訂正要求の扱い、どこにどのような個人情報があるかの掌握、等々。
- Q11: ISMS, プライバシーマークへの認識は。
A11: 存在を知っているとの認識レベルである。会社として認証を取得するかどうかは、メリットは評価かどうかは、今後検討することになる。

<感想>

何事も一番にやるということは、リスクもあるが大きな成果が期待できるものです。今回の情報セキュリティ監査制度の成立を、社内体制のチェックに巧みに利用された飯田氏の戦略性の高さにも敬服いたしました。これは、日頃から問題意識を持たれていて、それをいかに実行に移すかを常日頃から考えておられる証と感じます。監査ですから、当然社内には抵抗勢力があるでしょう。しかしながら、本邦一番、業界一番との誘因は多大であったことと思います。その誘因を梃子に上手くことを進めたのが、今回の監査を成功させた鍵だと思います。

業界の然るべき立場の方がこのように、情報資産の扱いに高い見識を持っておられることは、一保険契約者として安心すると共に、日本企業の健全性に希望を持ちました。

また、事務局としての苦労話は、同種の経験を持つ者には納得を覚えさせ、未経験の者には大いに先行指標となるものでありました。貴重な体験を披露いただいたことに深く謝意を表します。ありがとうございました。

平成 16 年度第 2 回理事会議事録
日本システム監査人協会

平成 16 年 2 月 4 日 (水) 18:45 ~ 21:00

於: 三井物産 (株) 会議室

出席者: 橋和、石島、片寄、勝田、木村、桜井、指田、鈴木 (信) 竹下、富山、力、沼野、蓮見、馬場、本田、松枝、水野、吉田、芳仲、和貝

1. 審議事項

(1) 継続教育が義務時間に達しない場合の取扱い

- ・ 橋和副会長より公認システム監査人認定委員会継続教育部会作成の別紙取り扱いについて説明があり、当該取扱いについて承認された。

(2) 会計規定改定の件

- ① 蓮見理事より、会計規定について別紙案のように改定したい旨説明があり、審議された。審議結果を反映し再度理事会に図ることとなった。

- ② 蓮見理事より、協会会計業務を会計事務所に委託する件 (委託費用年 50 万円) について、説明があり承認可決された。

(3) 平成 16 年度総会関連事項の件

- ・ 橋和副会長より、総会関連事項の下記について別紙にて説明があり、すべて承認可決された。

- ①平成 15 年度決算案
- ②平成 16 年度予算案
- ③平成 16 年度役員候補

2. 報告事項

(1) 事例研 (吉田理事)

- ・ 1 月、2 月と実務セミナーを開催した。
- ・ 特定企業からの、実践セミナー開催の要請があり 3 月中に実施の予定である。
- ・ 5 月に富山市で実践セミナー実施の予定である。

(2) 会報 (竹下理事、水野理事)

- ・ 新編集委員会を含めて編集会議を開催し、会報による会員向けサービス、公認システム監査人へのサービス等について検討した。
- ・ 住所移転者の名簿メンテナンスについて改善していきたい。
- ・ 第 77 号については 2 月上旬発行予定である。

(3) ホームページ (桜井理事)

- ・ 月例研究会の申し込みの Web 受付システムは、3 月に完成、稼働予定である。

(4) 月例研究会 (指田理事)

- ・ 1 月期について、各理事の協力を得て 1 月 15 日に実施した。

(5) 継続教育 (鈴木 (信) 理事)

- ・ 平成 15 年度の継続教育申請については 1 月末に締め切った。
- ・ 次回継続教育セミナーは、4 月 17 日に「総務省の地方公共団体における情報セキュリティ監査の在り方に関する調査研究報告書の解説」をテーマとして実施する予定である。

(6) システム監査基準研究会 (本田)

- ・ 1 月 19 日に「検討委員会案」を経済省に提出した。2 月にパブリックコメントを募集し、3 月末までに新システム監査基準を公表予定である。

(7) 近畿支部 (石島副会長)

- ・ 2 月 6 日に支部の今後の運営について会議を開催する。
- 次回理事会
- ・ 総会後の次回理事会は 3 月 10 日 (水) に開催する。

以上

議長
議事録署名人

橋和尚道
富山伸夫
和貝享介

支部便り

北海道支部

(No.893) 渡部 洋子

SAAJ の皆さま、3 月の北海道からこんにちは。今年は今間にドカ雪はあるものの暖かく、なんとこの時期にもかかわらず、雪も氷にも覆われていない道路が見えている部分があります。この分だと地面が見えるのも早そう。早く木々や草花の緑が見たいものです。

では 3 年目に入った北海道支部の状況報告です。

(1) 2 月の勉強会

2 月 27 日 (金) に、2 月の勉強会を実施いたしました。「『情報セキュリティ総合戦略』を巡る情報セキュリティ政策の視座」- 第 101 回研究会のビデオ上映およびディスカッション- というテーマです。今回の会場は NTT コムウェア北海道の会議室をお借りしました。ご提供いただいた NTT コムウェア北海道さま、ありがとうございました。今年最初の勉強会に日本のセキュリティの今後を考える興味深い内容でした。今回の参加者は会員 7 名、非会員 4 名の計 11 人でした。皆さんそれぞれお忙しいのですが、それでも最近の勉強会は参加者が 10 人を

越えるようになってきたのは喜ばしいことです。

(2) 第2回支部総会

時期は前後しますが、1月16日(金)に、いつもの北海道立市民活動促進センターで、北海道支部第2回総会を実施、議決権のある個人会員19名中、参加6名(+1名オブザーバー参加)委任8名ということで成立いたしました。暮から新年の忙しい時期に慌しく決めて実施したため参加できないメンバーが多かったのは残念ですが、今年の活動計画や支部役員、予算案などを審議し、3年目のスタートを切りました。この後はもちろん新年会、今年の抱負を語り合ったのでした。

(3) 2004年役員

北海道支部2004年は、以下の役員ラインナップで行うことになりました。

- ・支部長 : 渡部 洋子 (留任)
- ・副支部長: 小林 弘幸 (留任)
- ・会計担当: 五十嵐 洋介
- ・監事 : 加藤 千秋
- ・広報担当: 安達 賢二 (留任)
- ・研修担当: 片平 博、大館 広之
- ・ML担当(兼任): 渡部 洋子 (留任)

それでは今年も北海道支部をよろしくお願いいたします

中部支部便り

No.784 大野 淳一

中部支部では、2004年3月18日から21日の4日間、中国北京市を訪問し、中国科学院計算技術研究所の技術者との交流会を実施いたします。

日本からの参加者は15名です。中部支部以外からもご参加いただいております。

現在、中部支部研究開発部にて日中のソフト取引における問題解決の研究をしており、交流会では、この問題解決にはシステム監査の考え方が有効であるという内容の発表をします。

今回の交流会では、日中のソフト取引に関する問題と解決の方向性についての認識を共すること、SAAJと中国科学院計算研究所との継続的交流の糸口を作ることを成果目標としております。

交流会の成果につきましては、次号にて詳しくご報告させていただきます。また、会報以外にもいろいろな形で公表し、会員の皆様と成果を共有していきたいと思っております。

九州支部だより

No.693 福田 啓二

久しぶりに九州支部の活動紹介をさせていただきます。九州地区の会員数が50名を超えまして、支部運営面でも転換期に差し掛かる時期にきていると感じていますが、まずは支部会員間の情報・意見交換の場を充実するというところで、月例会とメーリングリストによる活動を続けています。

毎月、月例会の開催を継続しています。今年に入ってからの内容は以下の通りです。昨年は情報セキュリティ監査およびリスク分析関連のテーマが中心でした。今年は、それに加え、システム監査基準改定に関連するテーマが増えるものと思われまます。

第162回例会

1月24日(土) 15:00～17:00
福岡市早良市民センター 第3会議室
参加者: 11名

①「JRMSによるリスク分析の手順」

(行武都博氏)

163回例会 2月21日(土) 15:00～17:00

福岡市早良市民センター 第3会議室
参加者: 13名

①「ISMS認証基準 Ver2.0に対する要望」

「わが国の知的財産戦略」

「電子署名・認証システム関連図」

(行武都博氏)

②「セミナー参加報告」 (福田啓二)

・Internet Week 2003 (2003/12/3 横浜)

・情報セキュリティ監査協会設立

記念シンポジウム (2004/1/29 大阪)

・情報セキュリティとリスク分析セミナー
(2004/2/20 福岡)

上記テーマでの発表以外に、「映像メディア学会誌」からのトピックの解説を秀嶋弘之さんに(ほぼ毎月)実施して頂いております。

月例会は第3、もしくは第4土曜日に開催しておりますので、ご出張等で福岡にお越しの際はお気軽にご参加下さい。

図書推薦 (JRMS 解説書)

No.555 松枝憲司

財団法人日本情報処理開発協会 (JIPDEC) では、ネットワーク環境下におけるリスクマネジメント (JIS Q 2001) の視点に基づき、広範囲にわたる情報リスクへの対応について研究を進め、JRMS (JIPDEC リスクマネジメントシステム) を開発しました。

本書はその解説書です (本書の構成は下記の通り)。また組織の脆弱性を把握するための JRMS 分析ツール (Excel) の CD-ROM が添付されています。

本解説書およびツールは、モデル企業への実証実験等を経て取りまとめた長年にわたる委員会活動の労作です。企業等におけるリスクマネジメントを実践する場合に、有効に活用できるツールです。

社内でのリスクマネジメントの推進、セキュリティコンサルティング、システム監査を実施される方々の、一読、ご利用をお勧めいたします。

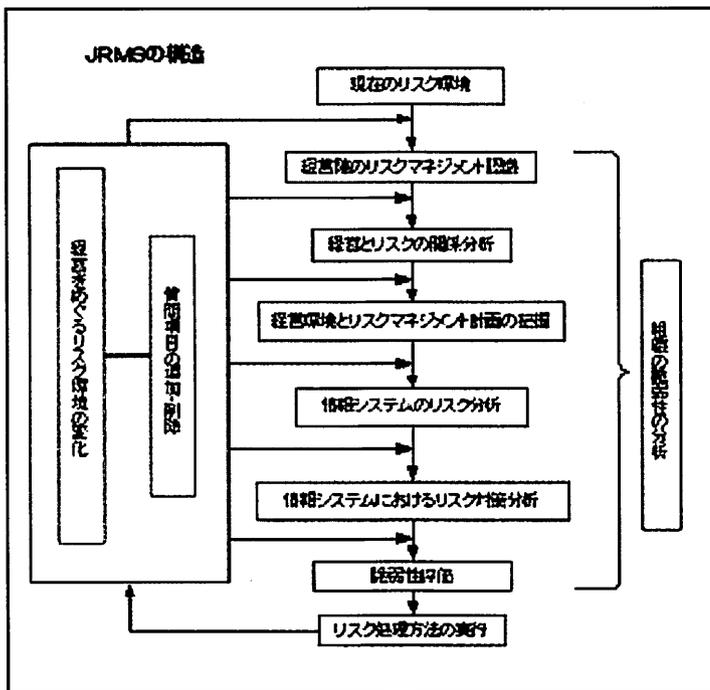
【JRMS が重視する 3 つのポイント】

- ① トップマネジメントによる経営に関するリスクセンス
- ② 組織内の各部門による「リスクに関する認識の共有」
- ③ 経営環境の変化の認識、チェックと見直しという「継続的な組織体制」

【JRMS の特徴】

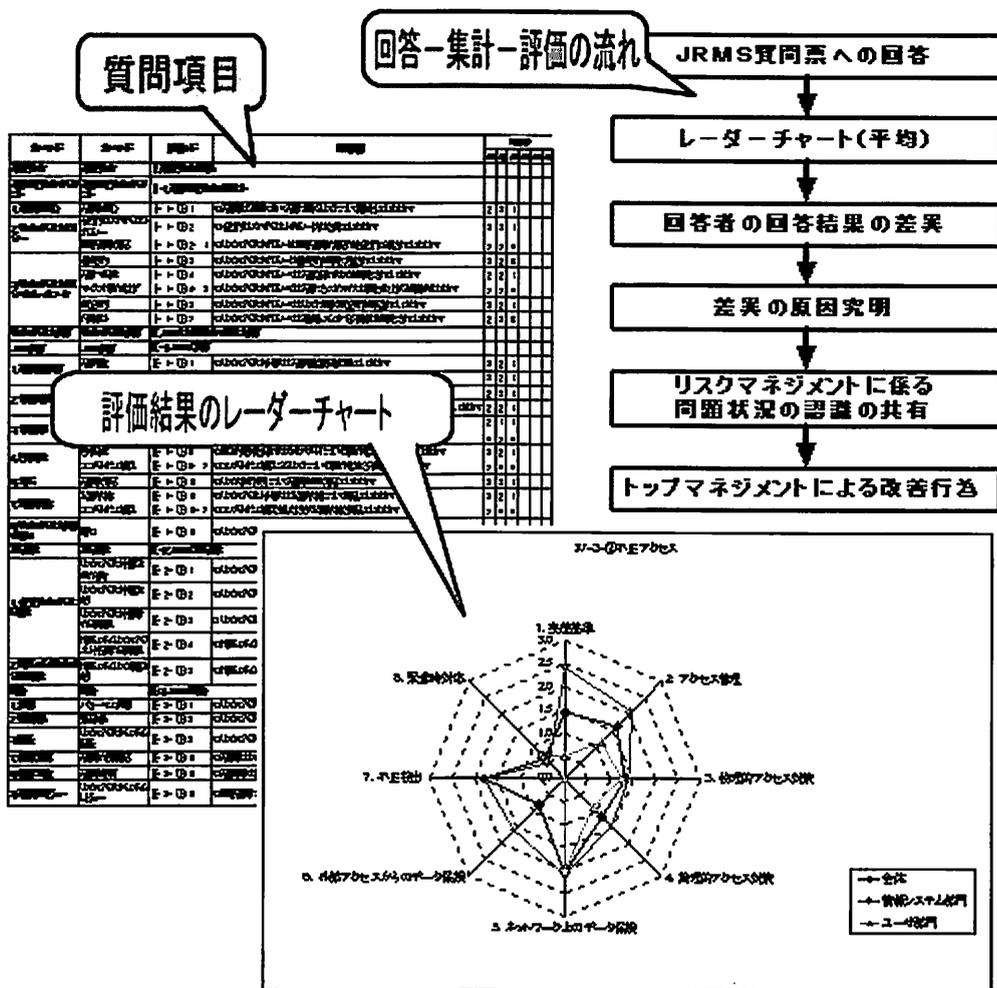
- ① 経営の視点をベースに情報リスクを対象
- ② リスク分析から対策まで、1000 項目を超える質問項目により組織の脆弱性を把握
- ③ マチュリティ (成熟度) モデルの方法論導入
- ④ ギャップ分析によりリスクの所在を顕在化
- ⑤ 組織全体のリスク意識や認識の共有化促進
- ⑥ 経営におけるグッドプラクティスからベストプラクティス指向のためのツール
- ⑦ 分析過程を容易にした JRMS 分析ツール (質問項目に回答入力すると、結果が自動集計され、レーダーチャートを図示)

【JRMS の構造 1】



【JRMS の構造 2】

回答結果の個々の違い（バラツキ）や平均化された値とのギャップが一目瞭然で分かりやすくなっています。組織内のリスクに対する対応や認識の相違点を把握できれば、組織全体のリスクマネジメント改善への有効なアプローチになることでしょう。JRMS 分析ツールのご利用を是非お勧めします。



【JIPDEC リスクマネジメントシステム (JRMS) 解説書】

～「企業経営と情報リスクマネジメント分析」手法～

- 第1章 JRMS の構造
- 第2章 マネジメントシステムと成熟度モデル
- 第3章 JRMS 質問票の構成
- 第4章 JRMS の使い方
- 第5章 JRMS 分析ツールの使い方
- 第6章 ケーススタディ
- 第7章 他のがイドライン、規格、制度との関係

JRMS 質問項目および解説

JRMS 質問項目の解説

付属 CD-ROM 「JIPDEC リスクマネジメント分析ツール」

●出版社：(財)日本情報処理開発協会 定価：9500 円 + 税

●著者：指田朝久氏 (SAJ 会員) 共著

是非一度手にして見てください。

日本システム監査人協会 会報掲載論文を募集しています。

会報編集委員会

会報掲載論文募集要項

会員（正会員）の皆さんより、会報掲載論文を募集しています。

1. 論文の内容
システム監査・セキュリティ監査（関連を含む）の実務の裏づけのある内容で、システム監査・セキュリティ監査（関連を含む）の啓蒙、普及、理論深化、情報提供、実践、手法開発等に役立つ論文。既発表論文は除く。
テーマ例
「システム監査における情報セキュリティ監査の位置づけ」
2. 字数 8千字～16千字程度（図表を含める）
3. 提出方法 ms-wordで作成しフロッピーディスクに入れ編集委員会あて送付する。
4. 審査 会報編集委員会内に設ける論文審査委員会にて、審査を行い、掲載に値するか、及び内容の優劣を判断し、掲載する場合は、2万円以上、6万円の範囲で原稿料を支払う。審査の内容は公表しない。
5. ここに掲載した論文は、公認システム監査人（補）継続教育で、10時間/1稿として認める。
6. 掲載論文募集締め切り 常時受け付けとし、会報編集委員会より打ち切りのお知らせがあるまで継続する。
会報編集委員会のメールあて先 saaj-kaihoh@egroups.co.jp

以 上

平成16年度第1回システム監査実践セミナー（in 富山）受講者募集のご案内
システム監査未経験の皆様へ
システム監査実践セミナーに参加し、システム監査の実際を体験してみませんか!!

NPO 法人日本システム監査人協会では、設立目的のひとつである「システム監査人の実務能力の維持・向上」のため、下記の日程で平成16年度第1回目のシステム監査実践セミナーを開催いたします。このセミナーは、当協会が既に12回の開催実績を重ねる、「システム監査実践セミナー」（1泊2日コース）です。

本セミナーでは、当協会事例研究会で実施したシステム監査普及サービスの事例を教材とし、実践で得たノウハウを会員の皆様と共有することを目標にしています。また、このセミナーを受講し、事後課題を提出頂きその内容が適切と判断された場合には、当協会が認定する公認システム監査人の必要なシステム監査実務を6ヶ月間経験したものとみなされます。

従い、システム監査技術者試験には合格したもののシステム監査を経験されていない会員の皆さん、この機会を利用してシステム監査の実際を体験し、システム監査能力の向上を図りましょう。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

本セミナーについては、以下の資格をお持ちの方の認定セミナーでもあります。

- ・ITコーディネータ対応専門知識研修コース
（1年度間上限なしで換算できる学習時間12時間。知識ポイント：3ポイント相当）
- ・日本公認会計士協会の継続的専門研修制度におけるCPE認定研修

記

- | | | | |
|------|---|---|---------|
| 1. 日 | 時 | 平成16年5月15日（土） | 13:00より |
| | | 平成16年5月16日（日） | 17:00まで |
| 2. 場 | 所 | 富山駅前 CiC ビル 3階「とやま市民交流館」市民学習コーナー | |
| | | http://www.city.toyama.toyama.jp/kouryuu/hp.htm | |
| | | 富山県富山市新富町一丁目2番地3 CiC ビル3階 | |
| | | 電話番号：076-444-0640 | |

3. 費用 会員会員： 80,000 円、非会員： 100,000 円
(費用には、教材費、宿泊費、食事費を含みます。)
テキストとして日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル (工業調査会 定価 4,200 円税別)
4. セミナー内容 事例研究会が実施したシステム監査普及サービスをケーススタディとして取り上げます。4～5人程度のグループにわかれ、予備調査、本調査、監査報告などの演習をロールプレイング形式をまじえ、2日間のセミナーを通し体験して頂きます。
5. 講師 事例研究会メンバーのシステム監査普及サービス経験者6名(予定)
講師は監査手順の解説・指導の他、被監査企業の社員の役割も演じます
6. 募集対象者および人員 日本システム監査人協会会員(法人会員を含む)、
システム監査技術者試験合格者あるいは同等の能力を持つ方、
システム監査に従事されている方
定員20名(最小催行人員10名)
7. 申し込み先 NPO 法人日本システム監査人協会
システム監査事例研究会 事務局担当 沼野伸生 宛
※下記の申込内容を記入の上 E-Mail でお申込下さい。
(E-Mail : fwgc5762@nifty.com)
8. 申し込み期限 平成 16 年 4 月 23 日 (金)
9. 問い合わせ NPO 法人日本システム監査人協会
システム監査実務セミナー事務局担当 沼野伸生
E-Mail : fwgc5762@nifty.com

以 上

NPO 法人 日本システム監査人協会

平成 16 年度第 1 回システム監査実践セミナー参加申込書

平成 16 年 月 日

① 会員 No. (法人会員の場合は法人名) :

② 氏 名 :

③ 資料送付先 :

(住所) 〒

(宛名)

④ 連絡先 E-MAIL アドレス :

(電話 No.

FAX-No.

)

⑤ 当協会主催の

システム監査実践又は実務セミナー参加経験： あり (年 月) / なし

⑥ システム監査実施経験： あり / なし

⑦ テキスト購入希望： あり / なし

(テキスト：日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル」をお持ちでない方には、当日会場にて市販価格の 2 割引 (3,600 円税込み) で頒布いたします。)

以 上

新規入会者一覧

会員番号	氏名	勤務先・所属	支部/地域
1372	浅井 正平	(株) テクニカル・サブライ	関東
1373	森宗 直人	NTT ソフトウェア	エンタープライズソリューション 事業グループ 関東
1374	長谷川 次彦	(株) ディー・エヌ・ピーテクノリサーチ	関東
1375	榊原 正	NEC ソフト(株)	関東
1376	鎌田 将貴	ボーダフォン	関東
1377	佐藤 二郎	日本ユニシス・ソフトウェア(株)	パートナーリレーション部 関東

(前号記事訂正お詫び)

前 77 号会報 14 頁中段で「村山 一生 非会員」とあるところは、「会員」の誤りでした。お詫びするとともに、今後はこのような個人情報の記述は原則として止めるように致します。

平成 16 年度春季 公認システム監査人・システム監査人補 募集中

募集期間の締め切りは、4 月 30 日です。

申請を検討中の方は早めにご申請ください。

募集要項は、ホームページ（アドレスは会報末尾）にあります。

〈編集後記〉

第 3 期の総会も無事終了し、理事任期満了によって相当数の理事入れ替えがあり、新年度に向け協会の新しいスタートを切る事となった。新しいシステム監査基準制定に伴い、新たな研究会や委員会に多くの新メンバーが参加し、清らかな活動によって興味深い会報記事が出てくることを期待したい。

(N. T 記)

発行所 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会

発行人 宮川 公男

事務局 〒 163-0716

東京都新宿区西新宿 2-7-1

新宿第一生命ビル 16 階 16W4 号室

TEL. 03(3348)4415 FAX. 03(3348)4416

事務局メール：saajk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.saaj.or.jp/>

会報担当委員

竹下 和孝 池島 晃

富山 伸夫 須田 勉

吉田 裕孝 木村 陽一

蓮見 節夫 沢 恒雄

水野 英治 藤野 明夫

力 利則 山田 正寛

※会員のみなさまからの投稿（連載、随筆等何でも OK）を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール：saaj-kaihoh@egroups.co.jp

※ 会員専用メーリングリストで様々な情報提供を行っています。ご加入は owner-saaj@mml.nifty.ne.jp にお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も手続が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。